

証券コード：7940



第63期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年6月18日(木曜日) 13時
(受付開始：12時30分)

開催場所

東京都中央区銀座三丁目9番11号 紙パルプ会館
銀座フェニックスプラザ2階 フェニックスホール

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
第3号議案 株式併合の件
第4号議案 定款一部変更の件

株主総会にご出席いただけない場合

書面またはインターネットで議決権を行使ください
ますようお願い申し上げます。
議決権行使期限
2026年6月17日(水曜日) 17時まで

お土産のご用意はございません。

ウェーブブロックホールディングス株式会社

証券コード 7940
(発送日) 2026年6月1日
(電子提供措置の開始日) 2026年5月22日

株 主 各 位

東京都中央区明石町8番1号
ウェーブロックホールディングス株式会社
代表取締役兼執行役員社長 石原 智憲

第63期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第63期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.wavelock-holdings.com/>

(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「投資家情報」「IRライブラリ」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ウェーブロックホールディングス」または「コード」に当社証券コード「7940」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月17日（水曜日）17時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2026年6月18日（木曜日）13時（受付開始：12時30分）
2. 場 所 東京都中央区銀座三丁目9番11号 紙パルプ会館
銀座フェニックスプラザ2階 フェニックスホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 1. 第63期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結
計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結
果報告の件
2. 第63期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の
件
- 決議事項
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
第3号議案 株式併合の件
第4号議案 定款一部変更の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
(1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の
表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
(2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有
効なものとしてお取り扱いいたします。
(3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わ
ず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
(4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として
株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります
のでご了承ください。

以 上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

監査報告

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
- ③計算書類の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」
- ④個別会計監査報告

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

- 本総会の決議結果につきましては、決議通知のご送付に代えて、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日時

2026年6月18日（木曜日）13時（受付開始：12時30分）

場所

東京都中央区銀座三丁目9番11号 紙パルプ会館
銀座フェニックスプラザ2階 フェニックスホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

書面で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年6月17日（水曜日）17時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



（1）「スマート行使」による方法

- ① 議決権行使書用紙右下に記載の二次元コードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスしたうえで、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。（ID・パスワードのご入力不要です。）
- ② 「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

（2）ID・パスワード入力による方法

- ① 「議決権行使ウェブサイト」（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスいただき、議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインのうえ、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

- ② パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- ③ パスワードはご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- ④ パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

行使期限 2026年6月17日（水曜日）17時まで

インターネットによる議決権行使の際の注意点

- ① 「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正したい場合は、お手数ですが上記（2）に記載の方法でご修正いただきますようお願い申し上げます。
 - ② 書面による議決権行使とインターネットによる議決権行使を重複された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効とします。
 - ③ インターネットによる議決権行使は、2026年6月17日（水曜日）の17時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただきますようお願いいたします。
 - ④ インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。
 - ⑤ インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。
- なお、ご不明な点等がございましたら下記フリーダイヤルへお問い合わせください。

スマート行使・議決権行使ウェブサイトに関するお問い合わせ

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部（フリーダイヤル）
電話 0120-768-524（受付時間 9:00～21:00 年末年始を除く）

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）1名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会から、全ての取締役候補者について、その選任プロセスを含めて妥当である旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況	候補者属性
1	いしはら ともりの 石原 智憲	代表取締役兼執行役員社長	100% (18/18回)	再任 執行
2	しまだ こうたろう 島田 康太郎	執行役員 アドバンステクノロジー事業統括	—	新任 執行

再任 …再任取締役候補者 **新任** …新任取締役候補者 **社外** …社外取締役候補者 **執行** …業務執行取締役候補者
独立役員 …証券取引所届出独立役員候補者

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

監査報告

候補者番号

1

い し は ら と も の り
石原 智憲

(1965年8月11日生)

再任

執行

現在の当社における地位および担当

所有する当社の株式の数

取締役会への出席状況

代表取締役兼執行役員社長

60,000株

18/18回(100%)

略歴 (地位、担当及び重要な兼職の状況)

1989年4月	(株) リクルート入社	2012年10月	当社取締役兼執行役員管理本部長兼上場準備室担当
2005年4月	同社経理部長	2013年2月	(株) イノベックス取締役
2006年4月	同社財務部長	2014年6月	(株) シャインテクノ監査役
2008年4月	同社事業統括室カンパニーパートナー	2017年4月	当社取締役兼執行役員管理本部長
2009年7月	当社執行役員管理本部長	2018年9月	(株) エンファクトリー取締役 (監査等委員)
2010年4月	(株) ウェーブブロック・アドバンスト・テクノロジー監査役	2019年2月	(株) シャインテクノ取締役
2010年5月	中央プラスチック工業共同組合理事 (現任)	2020年9月	(株) エンファクトリー監査役
2010年6月	当社取締役兼執行役員管理本部長	2021年4月	当社代表取締役兼執行役員社長 (現任)
	日本ウェーブブロック (株) 監査役	2022年3月	(株) イノベックス取締役
	ダイオ化成 (株) 監査役	2022年4月	(株) ウェーブブロック・アドバンスト・テクノロジー取締役 (現任)
	(株) ウェーブブロックインテリア (現、クレアネイト (株)) 監査役	2023年6月	アールビィ東プラ (株) 取締役 (現任)
	(株) シャインテクノ監査役	2025年4月	(株) イノベックス代表取締役兼執行役員社長 (現任)
2010年7月	当社取締役兼執行役員管理本部長兼施設部担当兼総務部長兼人事部長		大連嘉欣農業科技有限公司董事長 (現任)
2011年4月	当社取締役兼執行役員管理本部長兼総務部長兼人事部長		Wavelock International (Thailand) Co., Ltd. Director (現任)
2011年6月	日本ウェーブブロック (株) 取締役		
	ダイオ化成 (株) 取締役		
	(株) ウェーブブロックインテリア (現、クレアネイト (株)) 取締役		
	(株) ウェーブブロック・アドバンスト・テクノロジー取締役		
	(株) シャインテクノ取締役		
2012年3月	Wavelock Korea Co., Ltd. 理事		

(重要な兼職の状況)

(株) イノベックス代表取締役兼執行役員社長

(候補者の選任理由)

現在、当社代表取締役兼執行役員社長として在任し、当社および当社グループが展開する各事業について経営者として豊富な経験と知識を有しております。また、当社グループの中期経営計画の立案・実行にもリーダーシップを発揮するなど、当社グループにおける経営全般の指揮、コーポレートガバナンスの推進に適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

しまだ こうたろう
島田 康太郎

(1974年10月10日生)

新任

執行

現在の当社における地位および担当

所有する当社の株式の数

取締役会への出席状況

執行役員
アドバンステクノロジー事業統括

2,000株

—

略歴 (地位、担当及び重要な兼職の状況)

1998年 3月	グランプリリースウエアジャパン (株) 代表取締役	2018年 6月	Wavelock Advanced Technology Inc. President (現任)
2003年 5月	ペトルブインターナショナル (株) 入社 (現、BPカストロール (株))	2019年 3月	Wavelock Advanced Technology GmbH President (現任)
2006年 8月	日本ウェーブロック (株) 入社 (現、ウェーブロックホールディングス (株))	2019年 6月	(株) イノベックス取締役
2008年10月	同社コンパージング事業部FLGグループリーダー兼営業部長	2020年 6月	Wavelock Korea Co., Ltd. 理事 (現任)
2010年 4月	(株) ウェーブロック・アドバンス・テクノロジー (転籍) 取締役兼執行役員	2020年 6月	Wavelock International (Thailand) Co., Ltd. Director (現任)
2011年 6月	(株) シャインテクノ取締役	2021年 4月	当社執行役員 (現任)
2012年 3月	Wavelock Korea Co., Ltd. 理事	2024年 4月	(株) イノベックス取締役 (現任)
2012年 4月	(株) ウェーブロック・アドバンス・テクノロジー 取締役兼執行役員	2025年 1月	Wavelock Advanced Technology India Private Limited Director (現任)
2016年 4月	同社代表取締役兼執行役員社長 (現任)		

(重要な兼職の状況)

(株) ウェーブロック・アドバンス・テクノロジー代表取締役兼執行役員社長

(候補者の選任理由)

現在、当社執行役員としてアドバンステクノロジー事業を統括するとともに、事業子会社である(株)ウェーブロック・アドバンス・テクノロジーの代表取締役兼執行役員社長として経営全般を担い、業績向上および事業基盤の強化に寄与しております。また、事業子会社である(株)イノベックスの取締役も兼任し、グループ経営に関する豊富な経験と見識を有しております。これらを踏まえ、当社グループの企業価値向上に資する人材と判断し、取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役(社外取締役を含む)ならびに子会社取締役および監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

監査報告

第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役4名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。
なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。
監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況	候補者属性
1	やまき ひろし 山木 浩	社外取締役（常勤監査等委員）	100% (18/18回)	再任 社外 独立役員
2	はぎはら くにあき 萩原 邦章	社外取締役（監査等委員）	100% (18/18回)	再任 社外 独立役員

再任 …再任取締役候補者 社外 …社外取締役候補者 独立役員 …証券取引所届出独立役員候補者

候補者番号

1

やま き
山木

ひろし
浩

(1957年9月18日生)

再任

社外

独立役員

現在の当社における地位および担当

所有する当社の株式の数

取締役会への出席状況

社外取締役（常勤監査等委員）

—

18/18回(100%)

略歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

1981年4月 三井物産（株）入社
 1995年10月 Rich Mount, Inc. Chairman of the Board.
 1999年10月 日本G E プラスチック(株)営業本部長
 2001年5月 G E ポリマーランドジャパン(有) 代表取締役社長
 2003年12月 日本ミシュランタイヤ（株）乗用車用タイヤ担当執行役員
 2007年6月 Underwriters Laboratories, Inc.(現、UL LLC)Vice President.
 (株) UL Japan代表取締役社長

2010年1月 Underwriters Laboratories, Inc.
 (現、ULLLC) 上級副社長兼BUプレジデント
 2016年11月 (株) イセノート代表取締役（現任）
 2018年6月 当社社外取締役
 2024年6月 当社社外取締役（常勤監査等委員）（現任）

(重要な兼職の状況)

(株) イセノート代表取締役

(候補者の選任理由及び期待される役割の概要)

樹脂関係のビジネス経験、ならびに、国内および米国等海外の法人において経営者としての豊富な経験を有しており、当社の経営全般および海外における当社の事業展開について助言を頂けることを期待し、社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

(社外取締役在任年数)

8年(本株主総会終結時)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

監査報告

候補者番号

2

はぎはら くにあき
萩原 邦章 (1953年8月19日生)

再任

社外

独立役員

現在の当社における地位および担当

所有する当社の株式の数

取締役会への出席状況

社外取締役 (監査等委員)

—

18/18回(100%)

略歴 (地位、担当及び重要な兼職の状況)

1976年 3月 萩原工業 (株) 入社
1976年 12月 同社取締役
1979年 12月 同社常務取締役
1984年 12月 同社代表取締役社長
2010年 1月 同社代表取締役兼社長執行役員
2016年 1月 同社代表取締役会長
2016年 3月 トラスコ中山 (株) 社外取締役

2018年 6月 東洋平成ポリマー (株) 代表取締役社長
2020年 6月 当社社外取締役
2021年 10月 東洋平成ポリマー (株) 取締役会長
2022年 1月 萩原工業 (株) 取締役会長
2022年 12月 東洋平成ポリマー (株) 相談役
2023年 1月 萩原工業 (株) 相談役 (現任)
2024年 6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)
2025年 4月 東洋平成ポリマー (株) 会長 (現任)

(重要な兼職の状況)

萩原工業 (株) 相談役、東洋平成ポリマー (株) 会長

(候補者の選任理由及び期待される役割の概要)

樹脂業界に長年携わり、上場企業の代表取締役社長としての経験を有しております。当社の経営全般および当社の海外における事業展開について助言を頂けることを期待し、社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

(社外取締役在任年数)

6年(本株主総会終結時)

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社と社外取締役候補者の山木浩氏および萩原邦章氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項が定める最低責任限度額としております。なお、各氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定です。
3. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役 (社外取締役を含む) ならびに子会社取締役および監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
4. 山木浩氏および萩原邦章氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

<ご参考>

第1号議案及び第2号議案をご承認いただいた場合の取締役スキルマトリックス

取締役スキルマトリックス

議案	氏名	経営経験	国際経験	当社事業・業界経験	製造	営業	財務・会計	法務	資本市場・IR	新規事業・M&A	人事政策
第1号議案	石原 智憲	◎		○			○	○	○		
第1号議案	島田 康太郎	◎	○	○		○				○	
第2号議案	山木 浩	◎	○			○				○	○
第2号議案	萩原 邦章	○		○	◎				○	○	
—	原澤 三夏	○	○		○			◎			

(注) 5つ以内のスキルをマークするものとし、最もコアとなるスキルに◎を、コアとなるスキルに○を表示しております。
 なお、各人の有するスキルはマークされたものに限定される意味ではありません。

第3号議案 株式併合の件

1. 株式併合の目的及び理由

(1) 株式併合の概要

今般当社は、当社の株主を、株式会社ATRA及び株式会社シティインデックスファースト（以下「残存株主ら」といいます。）のみとし、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を非公開化するための手続として株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施する予定です。

本株式併合の実施後、当社の株主は残存株主らのみとなり、残存株主ら以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、全て1株未満の端数となる予定です。本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、株式会社ATRAが買い取ることを予定しており、その買取りに係る代金を端数が生じた株主の皆様へ交付する予定です（以下、本株式併合を含む一連の取引を「本取引」といいます。）。この場合の買取価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2026年7月12日の最終の当社の株主名簿において株主の皆様が所有する当社株式の数（但し、本株式併合の結果、1株未満の端数となる部分に相当する当社株式の数に限ります。以下「基準株式数」といいます。）に1,070円（以下「本端数処理交付見込額」といいます。）を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。詳細につきましては、下記「3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項」の「(1) 端数処理の方法に関する事項」の「① 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項及び第4項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由」をご参照ください。

なお、残存株主らは、その共同保有者である株式会社シティインデックスイレブンス（以下「CI11」といいます。）、野村絢氏、株式会社レノ及び株式会社エスグラントコーポレーション（以下、残存株主らと併せて「本筆頭株主グループ」といいます。）との合計で、本日現在、当社株式3,267,700株（所有割合（注）：38.55%）を所有する当社の大株主であります。本筆頭株主グループは本総会において本株式併合に係る議案に賛同する予定であるとのこととあります。

（注）「所有割合」とは、当社が2026年5月12日に公表した「2026年3月期 決算短信 [日本基準]（連結）」に記載された2026年3月31日現在の当社の発行済株式総数（11,120,538株）から当社が所有する自己株式数（2,644,288株）を控除した株式数（8,476,250株）に占める割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の記載において同じとします。

以下、本筆頭株主グループに関する記載については、本筆頭株主グループから受けた説明に基づいておきます。

(2) 本株式併合を実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本株式併合後の経営方針

①本株式併合の背景等

当社は、1964年6月に東京都千代田区神田神保町において、イタリア籍のT. C. M.社のブルーノ・ロマーニン氏より糸強化プラスチックシート（注1）に関する特許“ウェーブブロック”技術（注2）を導入するために、日商株式会社（現 双日株式会社）、日本カーバイド工業株式会社及び丸登化成工業株式会社（現 龍田化学株式会社）の均等出資により日本ウェーブブロック株式会社として設立され、1990年10月に社団法人日本証券業協会に株式を店頭売買銘柄として登録し、1996年12月に株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部に上場した後、2005年4月には、当社が新たに設立した連結子会社である日本ウェーブブロック株式会社に事業の全てを承継することで持株会社体制に移行し、同時に、現商号である「ウェーブブロックホールディングス株式会社」に商号変更いたしました。その後、2009年3月、買収目的会社として設立されたウェーブブロックインベストメント株式会社による当社株式に対する公開買付けの成立に伴い、同年7月に上場廃止となった後、2017年4月、東京証券取引所市場第二部への再上場を経て、2022年4月に行われた東京証券取引所の市場区分見直しに伴い、本日現在、当社株式は東京証券取引所スタンダード市場（以下「スタンダード市場」といいます。）に上場しております。

（注1）「糸強化プラスチックシート」とは、繊維と組み合わせることで強度を高めたプラスチックシートをいいます。

（注2）「“ウェーブブロック”技術」とは、プラスチックフィルムの中に、合成繊維の糸を波状（wave）に複数配列し、接着固定（lock）してサンドイッチ構造にすることで、シート製品の物理的強度を向上させる技術をいいます。

本日現在、当社グループは、当社、連結子会社11社、非連結子会社1社及び関連会社2社の合計15社（以下、総称して「当社グループ」といいます。）で構成されております。当社グループは、「異なる特徴を持つモノを複数組み合わせることで新たな価値を生み出すこと」すなわち『マテリアルシナジー』を事業キーワードとして、社会が抱える様々な「不」を解決することを目指し事業を展開しております。

当社グループの各セグメントにおける事業内容は以下のとおりです。

(i) マテリアルソリューション事業

樹脂を主原料として製造される各種合成樹脂製品（シート、フィルム、メッシュ、ネット等）について、建設資材・住宅資材・産業資材・農業資材・日用雑貨・食品包材等幅広い分野に向け販促を行っており、以下の業界別・製品群別に編成され、市場の変化に対応し、最適なソリューションの提供に努めております。

(a) ビルディングソリューション：主な製品として、工事中シート・メッシュといった仮設建設資材や、土木・林業資材として利用される植生網や防草フェンス、また、間仕切用資材となるカーテン・シートシャッター、レインウェア等の原材料として衣料用に特殊配合したシート等の提供

(b) インダストリアルディベロップメントアンドセールス（インダストリアルソリューションより改称）：主な製品として、建物内で火災が発生した際に煙が拡散していくのを

- 防ぐ不燃シートである防煙垂壁等の提供
- (c) アグリソリューション：主に農業用向け製品として、厳しい日差しや害虫から農作物を守る遮光・遮熱ネット、防虫ネットや、霜や寒さ対策の保温シート等の各種被覆資材から土壌改良材までを幅広く提供
 - (d) リビングソリューション：全国のホームセンターを中心に網戸用の替え網や住宅廻りのネット資材、サッシと組合わされ網戸として住宅等に設置される防虫網、農園芸用の被覆資材、関連商品等を提供
 - (e) パッケージングソリューション：乳製品、菓子、コンビニエンスストア等での弁当容器等の各種食品用パッケージから電子部品用パッケージまでの幅広い製品の提供
 - (f) 環境ビジネス（再生可能エネルギー活用ソリューション）：お客様の熱エネルギーの課題に対し、地中熱をはじめとした再生可能エネルギー活用に関する製品、商品、関連施工工事の提供

当事業を行っている主な子会社…株式会社イノベックス、株式会社エイゼンコーポレーション等

(ii) アドバンスドテクノロジー事業

金属調加飾フィルム分野として、特殊金属を蒸着したフィルムを使用した金属調テープを自動車外装用に、同じく特殊金属蒸着フィルムを使用した金属調加飾フィルム（注3）を自動車・自動二輪向け、家電、雑貨向け部品外装用に製造・販売しております。また、自動車や家電分野のディスプレイ向け高透明二層シートの製造・販売、医療用湿布基材に対する特殊印刷加工及び消費財用包装材や段ボール等の包装材を簡易に開封できる開封テープの販売等を行っております。

（注3）「金属調加飾フィルム」とは、金属と樹脂を組み合わせたフィルムで、自動車の内外装や家電等に使われ、金属のような外観を持ちながら、電波や光を透過する特性を持つ素材です。メッキや塗装に比べて環境負荷が低く、自動車の技術トレンドに対応できる点が評価されております。

当事業を行っている主な子会社…株式会社ウェブロック・アドバンスド・テクノロジー等

一方で、当社グループを取り巻く事業環境としては、以下に掲げるような構造的な経営課題に直面しております。

第一に、当社グループの事業、とりわけマテリアルソリューション事業については、主として建設資材、住宅資材、農業資材等の国内の成熟市場に依拠しており、今後の人口減少に伴い、市場全体の成長性が乏しいと認識していること、第二に、成熟した国内市場に海外からの廉価品が輸入され、価格競争が激化していると認識していること、第三に、当社グループの製品は、原材料に占める樹脂依存度が高く、その収益性を樹脂材料の価格に大きく依存していることがあげられます。とりわけ、2023年以降のナフサ価格の高騰と高止まりは当社グループの製品製造における原価上昇に直結し、利益率を下げる要因となっております。

近年におきましても、世界における樹脂の需給状況や為替等により原材料価格の動向はきわめて変動的であり、加えて、主要原材料メーカーの統合により当社グループの価格交渉力が低下していることが、収益性に大きく影響する可能性がございます。

このような経営環境の下で、当社グループは、国内市場でのプレゼンス向上や、特に成長が見込まれる金属調加飾フィルム分野への経営資源の重点投入による売上の伸長、生産性の向上や資材調達の見直し等による収益性の向上、及び、既存領域分野における深化と新規領域分野の探索を通じた事業領域の拡大に取り組んでおります。

②CI11による本株式併合の提案の経緯・目的

当社による2025年12月17日付「WHD株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」（以下「前回公開買付け結果プレスリリース」といいます。）に記載のとおり、当社は、当社が2025年10月31日付「WHD株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「前回公開買付け意見表明プレスリリース」といいます。）により公表した、REVA株式会社（その関係会社及びその他の関連事業体を含め、以下「REVA」といいます。）及び島田康太郎氏（以下「島田氏」といい、前回公開買付け（以下に定義します。）の公開買付者であるWHD株式会社及びREVAと併せて「前回公開買付者ら」といいます。）による当社株式に対する公開買付け（以下「前回公開買付け」といいます。）を通じた当社株式の非公開化（詳細については、下記「③当社における本株式併合を付議することを決議するに至った意思決定過程及び理由」をご参照ください。）が不成立となった以降においても、短期的な株式市場からの評価にとらわれず、かつ、機動的な意思決定を可能とする経営体制を構築し、経営の柔軟性を向上させるため、当社株式を非公開化することが当社の企業価値向上を実現する最良の選択であるとの判断を維持しており、資金面から支援してもらえらるパートナー候補（以下「パートナー候補者」といいます。）の検討等を継続してまいりました。そのような中、当社による2026年3月10日付「（開示事項の経過）当社株式の非公開化に係る検討プロセスの進捗に関するお知らせ」（以下「開示事項の経過プレスリリース」といいます。）に記載のとおり、当社は、本筆頭株主グループとも、当社の企業価値向上施策の方向性などについてコミュニケーションを継続し、本筆頭株主グループからは、本筆頭株主グループの考える当社の価値を十分に反映した価格にて当社株式の非公開化を提案するパートナー候補者が出てきた場合には、本筆頭株主グループが保有する当社株式について、当該パートナー候補者へ譲渡する意向がある旨伝達を受けておりました。しかしながら、その後、当社において実現性のある具体的なパートナー候補者の特定に至らない状況が続いていた中、当社は、CI11から、2026年3月4日付で、当社株式の併合により当社株式を非公開化し、当社を完全子会社化することに関する提案（以下「本提案」といいます。）に係るレターを受領いたしました。

本提案においては、本筆頭株主グループの考え方として、(1)本筆頭株主グループは、本株式併合を議案とする当社の株主総会においては、賛成票を投じること、(2)本株式併合の実施に当たり必要となるファイナンスについては、本筆頭株主グループからの提供が可能であること、(3)本株式併合に係る端数処理により株主に交付される金銭は1株あたり1,070円とすることが示されました。また、本提案において、本筆頭株主グループとしては、本提

案における提案価格である1株あたり1,070円は、(a) 前回公開買付けにおける公開買付価格921円を上回り、(b) その際に当社が第三者算定機関として起用した株式会社KPMG FAS (以下「KPMG」といいます。) によるDCF法の算定レンジ上限値である1,008円を上回る水準であり、(c) 前回公開買付けが発表された2025年10月31日の当社株価終値713円に対して50.07%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値705円に対して51.77%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値707円に対して51.34%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値647円に対して65.38%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であることを踏まえれば、当社の本源的価値を十分に反映した水準であり、当社及び当社株主にとって意義のある提案であると考えていることが示されました。

③当社における本株式併合を付議することを決議するに至った意思決定過程及び理由

当社は、前回公開買付け意見表明プレスリリースに記載のとおり、2025年3月9日に、前回公開買付けに関する初期提案書を、REVA及び島田氏より受領して以降、当社から前回公開買付者らに対するヒアリングや、REVAによるデュー・ディリジェンスについての対応等を2025年4月上旬から2025年7月下旬までの間に行い、その結果として、2025年9月26日に、前回公開買付者らから、2026年3月期の中間配当が行われないことを前提として前回公開買付けに係る公開買付価格を770円とすることを含む提案書を受領いたしました。その後、前回公開買付け意見表明プレスリリースに記載の経緯を経て、前回公開買付者らは、2025年10月31日、前回公開買付けに係る公開買付価格を921円として前回公開買付けを実施することを決定し、当社としては、同日開催の取締役会において、前回公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、前回公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

その後、2025年11月4日に、前回公開買付け（買付期間：2025年11月4日から2025年12月16日まで）が開始されましたが、前回公開買付けは不成立となりました。

一方、前回公開買付け結果プレスリリース及び開示事項の経過プレスリリースに記載のとおり、前回公開買付けが不成立となった以降においても、当社は、短期的な株式市場からの評価にとらわれず、かつ、機動的な意思決定を可能とする経営体制を構築し、経営の柔軟性を向上させるため、当社株式を非公開化することが当社の企業価値向上を実現する最良の選択であるとの判断を維持しており、パートナー候補者の検討等を継続してまいりました。このような中、上記「②CI11による本株式併合の提案の経緯・目的」に記載のとおり、当社は、2025年11月以降2026年3月上旬に至るまで、本筆頭株主グループとの間で、当社の企業価値向上施策の方向性などについて、コミュニケーションを継続しておりました。その後、開示事項の経過プレスリリースに記載のとおり、CI11から2026年3月4日付で、本提案に係るレターを受領いたしました。

当社は、下記「3.会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定め」の相当性に関する事項の「(3)本株式併合の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、提案者である本筆頭株主グループは合計で当社株式3,267,700株（所有割合：38.55%）を所有しており、本筆頭株主グループと当社の一般株主の皆様との間で利益相反の問題が生じる可能性があること等を踏まえ、本取引の公正性の担保、本取引の実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反

の回避の観点から、2026年3月5日、当社及び本筆頭株主グループから独立したリーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所・外国法共同事業（以下「西村あさひ」といいます。）を、また2026年3月17日に当社及び本筆頭株主グループから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてKPMGをそれぞれ選任するとともに、2026年3月10日の当社取締役会における決議により、東京証券取引所に独立役員として届け出ている当社の社外取締役（監査等委員）である山木浩氏、岡野真也氏及び原澤三夏氏の3名によって構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。本特別委員会の具体的な活動内容等については、下記「3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項」の「（3）本株式併合の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。）を設置し、本取引に係る検討体制を構築いたしました。

その後、当社は本取引の実現可能性等について西村あさひ及びKPMGを含めて協議・検討を進め、本取引を実施することについて本格的な検討を開始することとしました。なお、当社は、公開買付けを前置せずに本株式併合を実施する手法については、(i)仮に公開買付けを前置する場合には、公開買付代理人への報酬を含む公開買付けに係るアドバイザー費用等が発生するところ、これらのコストを考慮すると、公開買付けを前置する場合、一般株主の皆様へ分配可能な金額が公開買付けを前置せずに本株式併合を実施する場合に比べて限定的となり得る上、公開買付期間を含む追加的な時間が必要になる一方、公開買付けを前置しない場合にはこれらが不要となり、より低コストかつ短期間で当社株式の非公開化が可能となると見込まれること、(ii)本端数処理交付見込額に不満があるとして本株式併合に反対する場合には、法令上、一定の要件の下で株式買取請求権が認められており、一般株主の皆様は公正な株式買取価格の決定を求めて裁判所に申立てを行うことができること等、株式併合には一般株主の皆様への利益保護に資する制度が設けられていること、(iii)当社は、前回公開買付け結果プレスリリースに記載のとおり、短期的な株式市場からの評価にとらわれず、かつ、機動的な意思決定を可能とする経営体制を構築し、経営の柔軟性を向上させるため、当社株式を非公開化することが当社の企業価値向上を実現する最良の選択であると判断している旨を公表しているにもかかわらず、その後本筆頭株主グループ以外の者から当社株式の非公開化に関する具体的な提案を受けるに至っていないことから、公開買付けを前置することで改めて他のより良い提案がなされる機会を長期間確保する必要性は低いと考えられること等から、可及的速やかに非公開化を達成するための手段として不合理とはいえないとの考えに至り、上記のとおり、本格的な検討を開始したものです。

そして、当社は、C111からの本提案に記載された本株式併合の概要、本取引が当社に与える影響、本取引後の経営方針の内容や足元の株価動向を踏まえ、また、交渉上重要な局面における本特別委員会による意見、指示、要請等や、KPMG及び西村あさひの助言を受けながら、C111との間で複数回にわたる協議を重ねた上で、本取引の実行の是非及び取引条件に関して検討してまいりました。

また、本端数処理交付見込額及び本株式併合に係るその他の諸条件については、当社及び本特別委員会は、本提案を受領して以降、C111との間で複数回にわたる協議を重ねてまいりました。

具体的には、本特別委員会は、2026年3月4日にCI11から受領した本端数処理交付見込額を1株あたり1,070円とする旨の提案に対して、本取引を成立させるためには当社株主総会における特別決議を可決させることが必要となること、本取引が公開買付けを前置しない株式併合からなる非公開化取引であることや、直近数ヶ月間における当社株式の株価動向・取引状況等及び今後の株価変動の可能性等を踏まえ、本取引の成立を確実なものとするため、2026年4月23日、本端数処理交付見込額の引き上げの検討を要請する旨の回答を、CI11に対して行いました。その後、2026年4月27日に、CI11から、本端数処理交付見込額として提案した1,070円は、当社が前回公開買付けの際に2025年10月30日付で取得した当社株式に係る株式価値算定書におけるDCF法によって算定した当社株式の価値のレンジの上限である1,008円を上回る水準であること、及び、当社の足元の業績及び外部環境を総合的に勘案すれば当社の本源的価値が前回公開買付け時の水準を上回っているとは考えにくく、むしろ下回る可能性もあることを考慮すると、現時点における当社の本源的価値を十分に上回る価格であり、これ以上の引き上げは予定していない最終提案価格であるとの回答を受領しました。これに対して、本特別委員会は、2026年3月10日に当社が開示事項の経過プレスリリースを公表した後、当社株式の終値が本提案価格以上となる日が複数回にわたり確認されている状況や、2026年4月28日のスタンダード市場における当社株式の終値1,053円が本取引の公表予定日である2026年5月20日の前日まで継続したと仮定した場合における同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値が1,098円となること等を踏まえ、本取引の成立を確実なものとするべく、2026年4月30日、本端数処理交付見込額の1,098円程度への引き上げを要請する旨の回答を、CI11に対して行いました。その後、2026年5月7日に、CI11から、当社株式の終値は、開示事項の経過プレスリリースの公表直後こそ本提案価格を上回って推移したものの、その後、2026年5月7日に至るまでの期間においては、本提案価格を十分に下回る水準で安定的に推移しているところ、これは、開示事項の経過プレスリリースにより、当社の現状に関する理解が株式市場に一定程度共有され、それ以前の不完全な情報に基づく思惑による株価形成が相応に解消された結果であると考えていること、また、2026年5月20日の前日までの過去3ヶ月間のうち、2026年2月中旬から3月10日までの期間における当社株価は、不完全な情報に基づく思惑の影響を大きく受けて形成されたものであり、当社の公正な価値を適正に反映したものではないと考えていることに加え、1,070円は、当社が前回公開買付けの際に2025年10月30日付で取得した当社株式に係る株式価値算定書におけるDCF法によって算定した当社株式の価値のレンジの上限である1,008円を上回る水準であること、並びに、当社の足元の業績及び外部環境を総合的に勘案すれば当社の本源的価値が前回公開買付け時の水準を上回っているとは考えにくく、むしろ下回る可能性もあることを考慮すると、現時点における当社の本源的価値を十分に上回る価格であり、これ以上の引き上げは予定していない最終提案価格であるとの回答を受領しました。その後、本特別委員会は、当該回答を踏まえ、真摯に協議・検討を重ねた結果、2026年5月11日、当社株式の株価が大幅に上昇するなど、特段の事情が生じない限り、CI11に対し、これ以上の価格引き上げの要請は行わない方針を確認し、同日、CI11に対してその旨を伝達しました。

なお、当社は、本提案の受領後、複数の潜在的なパートナー候補者に対して、当社株式の非公開化に関する具体的な提案を行う意向の有無を確認しましたが、本日現在、当該パート

ナー候補者から具体的な提案を受けるには至っておりません。

その後、本特別委員会は、当社に対して、2026年5月19日付で答申書（以下「本答申書」といいます。）を提出しました（本答申書の概要等については、下記「3.会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項」の「(3)本株式併合の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。）。その上で、当社は、リーガル・アドバイザーである西村あさひから受けた法的助言、並びに第三者算定機関であるKPMGから当社に提出された株式価値算定書の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引により当社の企業価値の向上を図ることができるか、本端数処理交付見込額その他の条件は妥当なものか等の観点から慎重に協議・検討を行いました。

その結果、当社取締役会は、以下の点等を踏まえ、本取引により当社の株主を残存株主らのみとし、当社株式を非公開化した上で、当社事業のベストオーナーを本筆頭株主グループとともに探索していくことが、当社の企業価値向上に最も資する方法であると判断いたしました。

- ・ 当社グループを取り巻く事業環境は、上記「①本株式併合の背景等」に記載のとおり、構造的な経営課題に直面しており、足元の中東情勢も踏まえると一層の不確実性に晒されていること。
- ・ このような経営環境を踏まえると、短期的な株式市場からの評価にとらわれず、かつ、機動的な意思決定を可能とする経営体制を構築し、経営の柔軟性を向上させるため、当社株式を非公開化することが当社の企業価値向上を実現する最良の選択であると考えられること。
- ・ 当社がさらなる成長を実現していくためには、事業の抜本的な構造改革や整理統合、及び成長市場へのさらなる経営資源の重点投資が必要であると考えているところ、かかる経営改革や積極的な先行投資は、短期的には、収益性の低下、キャッシュ・フローの悪化等による財務状況の悪化を招来するリスクがあり、その結果、当社株式の市場株価の下落を招き、当社の株主の皆様が短期的には悪影響を被る可能性を否定できず、その意味でも、当社株式を非公開化することが適切であると考えられること。
- ・ また、当社株式の非公開化を行った場合には、上場維持コストを削減することが可能となり、経営資源の更なる有効活用を図ることも可能になると考えられること。
- ・ 加えて、当社株式の非公開化を行った場合には、一般に、資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなり、また、上場会社として当社が享受してきた社会的な信用や知名度の向上による優れた人材の確保及び取引先の拡大等に影響を及ぼす可能性が考えられるほか、既存の株主との資本関係の消失のデメリット及び買付者グループに包含されることによるデメリットが生じる可能性が考えられるものの、当社の現在の財務状況等に鑑みると、今後数年間においてはエクイティ・ファイナンスの活用による大規模な資金調達の必要性は見込まれず、上場会社として当社が享受してきた当社のブランド力や取引先に対する信用力はおよそ確保できており非上場化によって喪失するものではなく、また、優れた人材の確保及び取

引先の拡大等は事業活動を通じて達成される部分もあるため、当社株式の非公開化が優れた人材の確保や取引先の拡大等に与える影響は大きくないと考えられ、当社は既存の株主との間で資本関係に基づく取引等も行っていないこと等から、非公開化のデメリットは限定的であると考えられること。

また、当社取締役会は、以下の点等を踏まえ、本端数処理交付見込額及び本株式併合に係るその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって公正であると判断いたしました。

- ・ 本端数処理交付見込額である1,070円は、下記「3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項」の「(2) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項」の「②算定に関する事項」に記載されているKPMGによる当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価法(基準日①)及びDCF法による算定結果のレンジの上限値を上回っていること。また、前回公開買付けが公表された2025年10月31日以降当社の株価が急騰し、1,070円を大きく上回る水準で高止まりしていたところ、開示事項の経過プレスリリースを開示した2026年3月10日以降、当社の株価は急落し、その後本日までの終値は概ね本提案における提案価格である1,070円前後で推移していること等に鑑みれば、2025年10月31日以降の当社の株価は、当社の事業や財務の変化を反映したものではなく、様々な思惑等に基づいて形成されたものであり、通常とは異なる状況であったと考えられることから、市場株価法(基準日②)による算定結果と比較したプレミアムの水準を重視すべきではないこと。
- ・ 本端数処理交付見込額である1,070円は、本取引の公表日の前営業日である2026年5月19日のスタンダード市場における当社株式の終値1,037円に対して3.18%、2026年5月19日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,054円に対して1.52%のプレミアムを加えた価格であり、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,098円に対して2.55%、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,181円に対して9.40%のディスカウントを行った価格であるものの、上述のとおり、前回公開買付けが公表された2025年10月31日以降の期間における当社の株式の株価の推移は通常とは異なる状況であったと考えられることから、本取引の公表日の前営業日である2026年5月19日のスタンダード市場における当社株式の株価と比較したプレミアムの水準を重視すべきではないところ、本端数処理交付見込額である1,070円は、2025年10月31日の前営業日である2025年10月30日のスタンダード市場における当社株式の終値724円に対して47.79%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値704円に対して51.99%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値705円に対して51.77%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値647円に対して65.38%のプレミアムがそれぞれ加算されており、本類似事例におけるプレミアムの水準(注)を十分に上回るものと評価できること。
- ・ 本端数処理交付見込額である1,070円は、当社の2026年3月31日現在の簿価純資産である16,733,780千円から算出した1株当たり純資産額1,974.20円(小数点以下第三位を四捨五入)を下回っているものの、純資産額は理論上の会社の清算価値を示すものであり、将来の収益性を反映するものではないため、継続企業である当社の企業価値算定において重視することは合理的ではないと考えられ、また、当社の資産には、棚卸資産、土地・建物といった固定資産などの流動性の低い事業用資産が相応に

含まれていることを踏まえると、仮に当社が清算する場合にも、簿価純資産額と同額で換価されるものではなく、現実的には相当程度毀損された金額となることを見込まれるところ、具体的には、当社の連結貸借対照表（2026年3月31日現在）上、それらの資産に該当する資産（「商品及び製品」（5,188,632千円）、「仕掛品」（864,739千円）、「原材料及び貯蔵品」（1,797,913千円）、「有形固定資産」（9,399,197千円）及び「無形固定資産」（344,974千円））が資産合計（30,035,909千円）の58.58%を占めており、資産売却に際しての困難性や清算に伴う様々な追加コスト（従業員に対する割増退職金、事業清算のための弁護士等の専門家費用等）の発生等が見込まれること（なお、当社は、清算を予定していないことから、清算を前提とする見積書の取得までは行っておらず、本端数処理交付見込額が、具体的な検討を経て概算された想定清算コストを勘案して算出される想定清算価値を上回っていることの確認までは行っていない。）から、本端数処理交付見込額である1,070円が1株当たりの純資産額を下回っていることをもって本端数処理交付見込額の合理性が否定されることにはならないと考えられること。

- ・ 下記「3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項」の「（3）本株式併合の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の措置が採られていること等、一般株主の利益への配慮がなされていると認められること。
 - ・ 公開買付けを前置せずに本株式併合を実施する手法については、仮に公開買付けを前置する場合には、公開買付代理人への報酬を含む公開買付けに係るアドバイザー費用等が発生するところ、これらのコストを考慮すると、公開買付けを前置する場合、一般株主の皆様へ分配可能な金額が公開買付けを前置せずに株式併合を実施する場合に比べて限定的となり得る上、公開買付期間を含む追加的な時間が必要になるが、公開買付けを前置しない株式併合の場合これらが不要となり、より低コストかつ短期間で当社株式の非公開化が可能になると考えられること。
 - ・ 本端数処理交付見込額及び本株式併合に係るその他の諸条件は、上記の措置が採られた上で、当社及び本筆頭株主グループとの間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が複数回行われた上で合意されたものであること。
 - ・ 当社が本特別委員会から2026年5月19日付で取得した本答申書においても、本端数処理交付見込額を含む本取引の取引条件は公正である旨が判断されていること。
- (注) 経済産業省による「公正なM&Aの在り方に関する指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」（以下「公正M&A指針」といいます。）の公表日である2019年6月28日以降に実施された類似取引事例（公開買付けを前置しない株式併合による非公開化事例）16件におけるプレミアムの中央値は、発表日前日の終値に対して38.41%（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、類似取引事例のプレミアムの計算において同じです。）、同直近1ヶ月間の終値単純平均値に対して39.77%、同直近3ヶ月間の終値単純平均値に対して38.61%、同直近6ヶ月間の終値単純平均値に対して41.40%となっております。

以上より、当社は2026年5月20日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した当社の取締役の全員一致での賛同により、本株式併合を本総会に付議することを決議いたしました。

④本株式併合後の経営方針

本筆頭株主グループは、本株式併合後も、企業価値、株主価値を向上させるものである限り当社現経営陣による、これまで通りの経営及び事業運営の継続を想定しているとのことです。また、上記「③当社における本株式併合を付議することを決議するに至った意思決定過程及び理由」に記載のとおり、当社取締役会は、本取引により当社の株主を残存株主らのみとし、当社株式を非公開化した上で、当社事業のベストオーナーを本筆頭株主グループとともに探索していく施策を推進する意向ですが、各施策については当社と本筆頭株主グループとの間で協議・調整の上、適切に進めていく予定です。なお、本筆頭株主グループと当社の取締役との間では、本株式併合後の役員就任について何らの合意も行っておらず、本株式併合後の当社の役員構成について現時点で決定している事項はございませんが、本筆頭株主グループとしては、ベストオーナーの選定プロセスの進捗状況を踏まえて、当社経営陣と相談の上で適宜判断していく予定とのことです。また、本株式併合後の当社の従業員については、原則として現在の処遇を維持することを予定しているとのことです。

2. 会社法第180条第2項に掲げる事項

(1) 株式併合の割合

当社株式について、819,100株を1株に併合いたします。

(2) 株式併合がその効力を生ずる日

2026年7月13日

(3) 効力発生日における発行可能株式総数

40株

3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

本株式併合における併合の割合は、当社株式について819,100株を1株に併合するものです。当社は、上記「1. 株式併合の目的及び理由」の「(1) 株式併合の概要」に記載のとおり、本株式併合は、当社の株主を残存株主らのみとすることを目的として行われること、並びに下記の各事項から、本株式併合における併合の割合は相当であると判断しております。

(1) 端数処理の方法に関する事項

①会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項及び第4項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

上記「1. 株式併合の目的及び理由」の「(1)株式併合の概要」に記載のとおり、本株式併合により、当社の株主は残存株主らのみとなり、残存株主ら以外の株主の皆様の所有する当社株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（会社法第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売

却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付いたします。当該売却について、当社は、本株式併合が当社の株主を存続株主らのみとすることを目的とするものであること、また、当社株式が2026年7月9日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えらえることに鑑み、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、株式会社ATRAに売却することを予定しております。この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、基準株式の数に本端数処理交付見込額と同額である1,070円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定する予定です。

- ② 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の氏名又は名称
株式会社ATRA

- ③ 当該者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性
株式会社ATRAは、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式（以下「本端数相当株式」といいます。）の売却代金の支払のための資金を自己資金により賄うことを予定しているとのことです。

当社は、株式会社ATRAから、自己資金が十分であることを証明する書面の交付及び説明を受け、同社による資金確保の方法を確認しております。また、同社によると、本端数相当株式の売却代金の支払に影響を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も認識していないとのことです。したがって、当社は、同社による本端数相当株式の売却代金の支払のための資金を確保する方法については相当であると判断しております。

- ④ 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、2026年7月下旬を目途に、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本端数相当株式を株式会社ATRAが買い取ることに付いて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当社は、当該裁判所の許可を得て、2026年8月中旬から下旬を目途に、本端数相当株式を売却し、その後、当該売却により得られた代金を株主の皆様へ交付するために必要な準備を行った上で、2026年10月中旬から下旬を目途に、当該代金を株主の皆様に対して交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本端数相当株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主への交付が行われるものと判断しております。

- (2) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

- ① 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠及び理由

上記「(1)端数処理の方法に関する事項」に記載のとおり、本端数処理交付見込額は、各株主の皆様の基準株式数に1,070円を乗じた金額となる予定です。

本端数処理交付見込額については、上記「1.株式併合の目的及び理由」の「(2)本株式併合を実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本株式併合後の経営方針」の「③当社における本株式併合を付議することを決議するに至った意思決定過程及び理由」に

記載のとおり、以下の点等を踏まえ、当社の株主の皆様にとって公正であると判断しております。

- ・ 本端数処理交付見込額である1,070円は、下記「②算定に関する事項」に記載されているKPMGによる当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価法（基準日①）及びDCF法による算定結果のレンジの上限値を上回っていること。また、前回公開買付けが公表された2025年10月31日以降当社の株価が急騰し、1,070円を大きく上回る水準で高止まりしていたところ、開示事項の経過プレスリリースを開示した2026年3月10日以降、当社の株価は急落し、その後本日までの終値は概ね本提案における提案価格である1,070円前後で推移していること等に鑑みれば、2025年10月31日以降の当社の株価は、当社の事業や財務の変化を反映したものではなく、様々な思惑等に基づいて形成されたものであり、通常とは異なる状況であったと考えられることから、市場株価法（基準日②）による算定結果と比較したプレミアムの水準を重視すべきでないこと。
- ・ 本端数処理交付見込額である1,070円は、本取引の公表日の前営業日である2026年5月19日のスタンダード市場における当社株式の終値1,037円に対して3.18%、2026年5月19日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,054円に対して1.52%のプレミアムを加えた価格であり、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,098円に対して2.55%、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,181円に対して9.40%のディスカウントを行った価格であるものの、上述のとおり、前回公開買付けが公表された2025年10月31日以降の期間における当社の株式の株価の推移は通常とは異なる状況であったと考えられることから、本取引の公表日の前営業日である2026年5月19日のスタンダード市場における当社株式の株価と比較したプレミアムの水準を重視すべきではないところ、本端数処理交付見込額である1,070円は、2025年10月31日の前営業日である2025年10月30日のスタンダード市場における当社株式の終値724円に対して47.79%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値704円に対して51.99%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値705円に対して51.77%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値647円に対して65.38%のプレミアムがそれぞれ加算されており、本類似事例におけるプレミアムの水準を十分に上回るものと評価できること。
- ・ 本端数処理交付見込額である1,070円は、当社の2026年3月31日現在の簿価純資産である16,733,780千円から算出した1株当たり純資産額1,974.20円（小数点以下第三位を四捨五入）を下回っているものの、純資産額は理論上の会社の清算価値を示すものであり、将来の収益性を反映するものではないため、継続企業である当社の企業価値算定において重視することは合理的ではないと考えられ、また、当社の資産には、棚卸資産、土地・建物といった固定資産などの流動性の低い事業用資産が相応に含まれていることを踏まえると、仮に当社が清算する場合にも、簿価純資産額と同額で換価されるものではなく、現実的には相当程度毀損された金額となることが見込まれるところ、具体的には、当社の連結貸借対照表（2026年3月31日現在）上、それらの資産に該当する資産（「商品及び製品」（5,188,632千円）、「仕掛品」（864,739千円）、「原材料及び貯蔵品」（1,797,913千円）、「有形固定資産」（9,399,197千円）及び「無形固定資産」（344,974千円））が資産合計（30,035,909千円）の58.58%を占めており、資産売却に際しての困難性や清算に伴

う様々な追加コスト（従業員に対する割増退職金、事業清算のための弁護士等の専門家費用等）の発生等が見込まれること（なお、当社は、清算を予定していないことから、清算を前提とする見積書の取得までは行っておらず、本端数処理交付見込額が、具体的な検討を経て概算された想定清算コストを勘案して算出される想定 of 清算価値を上回っていることの確認までは行っていない。）から、本端数処理交付見込額である1,070円が1株当たりの純資産額を下回っていることをもって本端数処理交付見込額の合理性が否定されることにはならないと考えられること。

- ・ 下記「（3）本株式併合の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の措置が採られていること等、一般株主の利益への配慮がなされていると認められること。
- ・ 公開買付けを前置せずに本株式併合を実施する手法については、仮に公開買付けを前置する場合には、公開買付代理人への報酬を含む公開買付けに係るアドバイザー費用等が発生するところ、これらのコストを考慮すると、公開買付けを前置する場合、一般株主の皆様へ分配可能な金額が公開買付けを前置せずに株式併合を実施する場合に比べて限定的となり得る上、公開買付期間を含む追加的な時間が必要になるが、公開買付けを前置しない株式併合の場合これらが不要となり、より低コストかつ短期間で当社株式の非公開化が可能になると考えられること。
- ・ 本端数処理交付見込額及び本株式併合に係るその他の諸条件は、上記の措置が採られた上で、当社及び本筆頭株主グループとの間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が複数回行われた上で合意されたものであること。
- ・ 当社が本特別委員会から2026年5月19日付で取得した本答申書においても、本端数処理交付見込額を含む本取引の取引条件は公正である旨が判断されていること。

以上のことから、当社は、本端数処理交付見込額について、相当と判断しております。

② 算定に関する事項

(i) 算定機関の名称並びに当社及び本筆頭株主グループとの関係

当社は、本取引に関する意思決定の過程における公正性を担保するため、当社及び本筆頭株主グループから独立した第三者算定機関であり、かつ関連当事者に該当しないKPMGに当社株式の価値算定を依頼し、2026年5月19日付で、KPMGより当該算定結果に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を取得いたしました。なお、当社は、本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置（具体的な内容については、下記「（3）本株式併合の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」をご参照ください。）を実施していることから、KPMGから本端数処理交付見込額の妥当性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。また、本取引に係るKPMGに対する報酬は、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれております。もっとも、当社は、同種の取引における一般的な実務慣行を勘案すれば、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系によりKPMGを当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任しております。

(ii) 算定の概要

KPMGは、複数の株式価値算定手法の中から当社株式の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討した結果、当社株式がスタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を用いてそれぞれ株式価値の算定を行いました。上記の各手法において算定された当社株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法（基準日①）	： 647円から724円
市場株価法（基準日②）	： 1,037円から1,181円
DCF法	： 624円から926円

市場株価法では、「1. 株式併合の目的及び理由」の「(2) 本株式併合を実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本株式併合後の経営方針」の「③当社における本株式併合を付議することを決議するに至った意思決定過程及び理由」に記載のとおり、前回公開買付けが公表された2025年10月31日以降の期間における当社の株式の株価の推移は通常とは異なる状況であったと考えられることから、当該期間の影響を排除するため、前回公開買付けが公表された2025年10月31日の前営業日である2025年10月30日を基準日（基準日①）として、スタンダード市場における当社株式の基準日終値724円、基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値704円、基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値705円及び基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値647円を基に、当社株式の1株当たり株式価値の範囲を647円から724円までと算定しております。また、当社取締役会決議日の前営業日である2026年5月19日を基準日（基準日②）として、スタンダード市場における当社株式の基準日終値1,037円、基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値1,054円、基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値1,098円及び基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値1,181円を基に、当社株式の1株当たり株式価値の範囲を1,037円から1,181円までと算定しております。

DCF法では、当社が現時点で合理的に予測可能な期間までを対象として作成した2027年3月期から2030年3月期までの4期分の事業計画（以下「本事業計画」といいます。）における収益や投資計画に基づき、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が2027年3月期以降に創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を算定し、当社株式の1株当たり株式価値の範囲を624円から926円と算定しております。なお、割引率には加重平均資本コストを採用し、その数値は8.0%から9.0%と算定しております。割引率には、当社の規模を踏まえた小規模リスクプレミアムが考慮されております。また、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用しております。永久成長率法では、国内のインフレ率や近時の長期国債利回り等を総合的に勘案した上で永久成長率を1.5%から2.5%までとし、継続価値を10,532百万円から13,042百万円と算定しております。また、必要運転資金（当社における過去の資金繰り実績等を総合的に考慮し算出しております。）を控除した余剰現預金及び投資有価証券等は、株式価値算定に重要な影響を及ぼす非事業用資産として株式価値の算定において加算しております。

KPMGがDCF法の算定の前提とした本事業計画に基づく財務予測は以下のとおりです。また、本事業計画には、対前年度比較において営業利益及びフリー・キャッシュ・フローについて、大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2027年3月期は、アドバンステクノロジー事業におけるグローバル生産体制の再構築による利益率の向上により、営業利益が大幅な増加となることを見込んでおります。また、2029年3月期は、売上高の拡大及び設備投資による製造効率改善の影響等による利益率の向上により、営業利益が大幅な増加となることを見込んでおり、2028年3月期に見込んでいる主にマテリアルソリューション事業における設備投資が縮小すること及び2029年3月期の営業利益の増加に伴い、フリー・キャッシュ・フローが大幅な増加となることを見込んでおります。

なお、本事業計画は2024年5月10日に公表した当社の「新中期経営計画2026」を基礎に、マテリアルソリューション事業及びアドバンステクノロジー事業における過去の業績、国内外の合成樹脂及びフィルム市場の動向等の当社を取り巻く経営環境、事業の成長に向けた施策の影響を総合的に勘案し作成しております。また、近時の中東における政情不安等に起因する原油・ナフサ価格の高騰や、原油・ナフサを原料とする資材の調達難により、当社の財政状態及び経営成績等に悪影響が生じる可能性がございますが、これら影響は現時点において合理的に影響を見積もることが困難であるため、本事業計画には加味されておりません。また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、本事業計画には加味されておりません。

(単位：百万円)

	2027年3月期	2028年3月期	2029年3月期	2030年3月期
売上高	28,051	30,091	31,826	33,464
営業利益	791	926	1,476	1,850
EBITDA	2,128	2,611	3,148	3,432
フリー・キャッシュ・フロー	▲1,658	▲1,229	1,539	1,717

KPMGは、当社株式の株式価値の算定に際し、当社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、本事業計画については、本筆頭株主グループから独立した当社の経営陣による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。なお、本特別委員会は、当社が本取引のために本事業計画を作成するにあたり、事業計画案の内容及び重要な前提条件等について説明を受けるとともに、最終的な本事業計画の内容（上記の営業利益及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増加の見込を含みます。）、重要な前提条件及び作成経緯等について合理性を確認し、承認をしています。

(3) 本株式併合の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本取引は、MBO（マネジメント・バイアウト）や、支配株主、その他の関係会社その他東京証券取引所有価証券上場規程施行規則で定める者が関連する株式併合には当たらないものの、提案者である本筆頭株主グループが合計で当社株式3,267,700株（所有割合：38.55%）を所有しており、当社の一般株主との間に構造的な利益相反の問題が存在しうることから、当社は、本取引における当社及び当社取締役会の意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保するべく、以下の措置を講じております。なお、本株式併合に係る株主総会決議においては、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）の決議要件を設定しておりませんが、当社としては、以下の措置を実施していることから、当社の一般株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

① 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

上記「(2)端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項」の「②算定に関する事項」に記載のとおり、本特別委員会は、本取引に関する意思決定の過程における公正性を担保するため、当社及び本筆頭株主グループから独立した第三者算定機関として独自に起用したKPMGから株式価値算定書を取得しています。当該株式価値算定書の概要については、上記「(2)端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項」の「②算定に関する事項」の「(ii) 算定の概要」をご参照ください。

なお、KPMGは、当社及び本筆頭株主グループの関連当事者には該当せず、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有していません。また、本取引に係るKPMGの報酬は、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれております。当社は、同種の取引における一般的な実務慣行を勘案すれば、本取引の完了を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系によりKPMGを当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任しております。また、本特別委員会は、当社が選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関につき、独立性及び専門性に問題がないこと及び本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認しております。

② 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本取引に係る当社取締役会の意思決定の過程における公正性及び適正性を確保するために、当社及び本筆頭株主グループから独立したリーガル・アドバイザーとして西村あさひを選任し、同事務所から、本取引に関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けております。なお、西村あさひは、当社及び本筆頭株主グループの関連当事者には該当せず、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有していません。また、本取引に係る西村あさひの報酬は、本取引の成否にかかわらず、稼働時間に時間単価を乗じて算出するものとされており、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれておりません。本特別委員会は、当社が選任したリーガル・アドバイザーにつき、独立性及び専門性に問題がないこと及び本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認しております。

③ 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

当社は、当社の取締役会にて、本取引を審議及び決議するに先立って、当社の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性を担保するために、2026年3月10日開催の当社取締役会決議により、当社及び本筆頭株主グループ並びに本取引の成否から独立した、東京証券取引所に独立役員として届け出ている当社の社外取締役（監査等委員）である山木浩氏、岡野真也氏及び原澤三夏氏の3名によって構成される本特別委員会を設置し、本取引に係る検討体制を構築いたしました。当社は、当初から上記3名を本特別委員会の委員として選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はありません。また、本特別委員会の委員の互選により、山木浩氏が本特別委員会の委員長に就任しております。なお、本特別委員会の委員の報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみとなります。その上で、当社は、本特別委員会に対し、(a)本取引の目的の合理性（本取引が当社の企業価値向上に資するかを含む。）、(b)本取引の取引条件の妥当性（本取引の実施方法や端数処理手続の対価の妥当性を含む。）、(c)本取引に係る手続の公正性、(d)本取引を行うことは当社の一般株主にとって公正か（総称して、以下「本諮問事項」といいます。）について諮問し、本諮問事項についての答申書を当社取締役会に提出することを委嘱しました。

なお、当社は、本取引の実施を審議する当社取締役会においては、本特別委員会の設置の趣旨に鑑み、本諮問事項に対する本特別委員会の答申内容を最大限尊重するものとし、本特別委員会が取引条件を妥当でないと判断した場合には本取引を実施しないこととするともに、本特別委員会に対して、(a) 必要に応じて、本取引の取引条件等の交渉を行う権限（なお、本特別委員会が、本取引の取引条件等の交渉を直接行わない場合であっても、必要に応じて、例えば、交渉について事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うことなどにより、本取引の取引条件等の交渉過程に実質的に関与する状況を確認するよう努めるものとし、当社は当該状況が確保されるよう協力することとされております。）、(b) 本特別委員会の財務アドバイザー・第三者評価機関や法務アドバイザー（以下「アドバイザー等」といいます。）を選任し、又は、当社のアドバイザー等を本特別委員会のアドバイザー等として指名若しくは承認（事後承認を含みます。）する権限（なお、本特別委員会は、当社のアドバイザー等が高い専門性を有しており、独立性にも問題がないなど、本特別委員会として当社のアドバイザー等を信頼して専門的助言を求めることができることと判断した場合には、当社のアドバイザー等に対して専門的助言を求めることができることとされております。）、さらに、(c) 当社の取締役、従業員その他本特別委員会が必要と認める者に本特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求める権限をそれぞれ付与しております。上記(b)の権限付与を受けて、本特別委員会は、2026年3月26日に開催された第2回の会合において、当社が選任する外部アドバイザー等について、いずれも独立性に問題がないことを確認した上で、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてKPMGを、リーガル・アドバイザーとして西村あさひをそれぞれ選任することを承認いたしました。

本特別委員会は、2026年3月17日から2026年5月19日までに、会合を合計10回開催したほか、会合外においても電子メール等を通じて、意見表明や情報交換、情報収集等を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具

体的には、本特別委員会は、当社から、当社の事業内容・業績推移、主要な経営課題、本取引により想定されるメリット・デメリット、本事業計画の策定手続及び内容等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、本筆頭株主グループから、本取引を提案するに至った背景及び目的、本取引の実施後に想定している施策の内容、本取引を通じた非公開化によって見込まれるメリット・デメリット、並びに本取引後に予定している当社の経営方針等について説明を受け、質疑応答を行いました。さらに、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるKPMGから、当社株式の株式価値の算定に関する説明を受け、その算定過程に関して質疑応答を行った上で、当該算定結果の合理性について検討いたしました。以上の検討に際して、本特別委員会は、当社のリーガル・アドバイザーである西村あさひから、特別委員会の意義・役割等を含む本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置の内容について助言を受けました。

そして、本特別委員会は、KPMGから、本筆頭株主グループの提案内容や交渉の状況等につき適時に報告を受けた上で、複数回にわたり、本筆頭株主グループに対して本端数処理交付見込額の増額を要請すべき旨を意見し、当社が当該意見に従って本筆頭株主グループと交渉を行ったことにより、本筆頭株主グループとの交渉過程に実質的に関与いたしました。

本特別委員会は、かかる手続を経て、本諮問事項について慎重に審議及び検討を行った結果、2026年5月19日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出いたしました。

(a) 答申内容

- ① 本取引の目的は、合理性を有すると考えられる。
- ② 本取引の取引条件は、妥当性を有すると考えられる。
- ③ 本取引の手続は、公正性が確保されていると考えられる。
- ④ 本取引を行うことは当社の一般株主にとって公正と考えられる。

(b) 答申の理由

I. 本取引の目的の合理性（本取引が当社の企業価値向上に資するかを含む。）（本諮問事項①）

(ア) 当社グループの事業環境及び経営課題

当社グループの事業環境及び経営課題として、第一に、当社グループの事業、とりわけマテリアルソリューション事業については、主として建設資材、住宅資材、農業資材等の国内の成熟市場に依拠しており、今後の人口減少に伴い、市場全体の成長性が乏しいこと、第二に、成熟した国内市場に海外からの廉価品が輸入され、価格競争が激化していること、第三に、当社グループの製品は、原材料に占める樹脂依存度が高く、その収益性を樹脂材料の価格に大きく依存していることがあげられるといった当社の認識については、特段不合理な点は認められない。

(イ) CI11による本取引の提案の経緯・目的等

前回公開買付けが不成立となった以降においても、短期的な株式市場からの評価にとらわれず、かつ、機動的な意思決定を可能とする経営体制を構築し、経営の柔軟性を向上させるため、当社株式を非公開化することが当社の企業価値向上を実現する最良の選択であるとの判断を維持しており、資金面から支援してもらえるパートナー候補の検討等を継続しつつも、当社において実現性のある具体的なパートナー候補者の特定に至らない状況が続いていた中、当社が、CI11から、当社株式の併合により当社株式を非公開化し、当社を完全子会社化することに関する本提案に係るレターを受領したという本取引の提案の経緯・目的については、特段不合理な点は認められない。

(ウ) 非公開化の必要性等

当社グループを取り巻く事業環境を踏まえると、短期的な株式市場からの評価にとらわれず、かつ、機動的な意思決定を可能とする経営体制を構築し、経営の柔軟性を向上させるため、当社株式を非公開化することが当社の企業価値向上を実現する最良の選択であるとの本筆頭株主グループ及び当社の説明については、特段不合理な点は認められない。

当社の現在の財務状況等に鑑みると、今後数年間においてはエクイティ・ファイナンスの活用による大規模な資金調達の見込まれず、上場会社として当社が享受してきた当社のブランド力や取引先に対する信用力はおよそ確保できており非上場化によって喪失するものではなく、また、優れた人材の確保及び取引先の拡大等は事業活動を通じて獲得される部分もあるため、当社株式の非公開化が優れた人材の確保や取引先の拡大等に与える影響は大きくないと考えられ、当社は既存の株主との間で資本関係に基づく取引等も行っていないこと等から、非公開化のデメリットは限定的であるという本筆頭株主グループ及び当社の説明に特段不合理な点は認められない。

(エ) 小括

以上を踏まえると、当社株式を非公開化した上で、当社事業のベストオーナーを本筆頭株主グループとともに探索していく施策を推進することが当社の企業価値向上に資するとの当社経営陣の判断にも、特段不合理な点は認められない。

したがって、本取引は、当社の企業価値の向上に資するものと認められ、本取引の目的は、合理性を有すると考えられる。

II. 本取引の条件の妥当性（本取引の実施方法や端数処理手続の対価の妥当性を含む。）（本諮問事項②）

(ア) 本取引の実施方法の妥当性

本取引は、公開買付けを前置せずに本株式併合を実施するものである。仮に公開買付けを前置する場合には、公開買付代理人への報酬を含む公開買付けに係るアド

バイザー費用等が発生するところ、これらのコストを考慮すると、公開買付けを前置する場合、一般株主に分配可能な金額が公開買付けを前置せずに本株式併合を実施する場合に比べて限定的となり得る上、公開買付期間を含む追加的な時間が必要になる一方、公開買付けを前置しない場合にはこれらが不要となり、より低コストかつ短期間で当社株式の非公開化が可能となると見込まれること、本端数処理交付見込額に不満があるとして本株式併合に反対する場合には、法令上、一定の要件の下で株式買取請求権が認められており、一般株主は公正な株式買取価格の決定を求めて裁判所に申立てを行うことができること等、株式併合には一般株主の利益保護に資する制度が設けられていること、及び、前回公開買付け結果プレスリリースに記載のとおり、短期的な株式市場からの評価にとらわれず、かつ、機動的な意思決定を可能とする経営体制を構築し、経営の柔軟性を向上させるため、当社株式を非公開化することが当社の企業価値向上を実現する最良の選択であると判断している旨を公表しているにもかかわらず、その後本筆頭株主グループ以外の者から当社株式の非公開化に関する具体的な提案を受けるに至っていないことから、公開買付けを前置することで改めて他のより良い提案がなされる機会を長期間確保する必要性は低いと考えられる。

以上を踏まえると、公開買付けを前置せずに本株式併合を実施することは、可及的速やかに非公開化を達成するための手段として不合理ではないと考えられる。

(イ) 本端数処理交付見込額の妥当性

(a) 第三者算定機関による算定

KPMGは、市場株価法及びDCF法により当社株式1株当たりの株式価値の範囲を算定しているところ、評価手法の選択自体については、同種案件の株式価値の評価実務からして不合理な点は認められない。

本端数処理交付見込額である1,070円は、市場株価法（基準日①）及びDCF法による算定結果のレンジの上限値を上回っており、また、前回公開買付けが公表された2025年10月31日以降当社の株価が急騰し、1,070円を大きく上回る水準で高止まりしていたところ、開示事項の経過プレスリリースを開示した2026年3月10日以降、当社の株価は急落し、その後本日までの終値は概ね本提案における提案価格である1,070円前後で推移していること等に鑑みれば、2025年10月31日以降の当社の株価は、当社の事業や財務の変化を反映したものではありません、様々な思惑等に基づいて形成されたものであり、通常とは異なる状況であったと考えられることから、市場株価法（基準日②）による算定結果と比較したプレミアムの水準を重視すべきではないとの判断について、不合理な点は認められない。なお、本特別委員会は、当社が本取引のために本事業計画を作成するにあたり、事業計画案の内容及び重要な前提条件等について説明を受けるとともに、最終的な本事業計画の内容（営業利益及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増加の見込を含む。）、重要な前提条件及び作成経緯等について合理性を確認し、承認をしている。

(b) プレミアム水準等

本端数処理交付見込額である1,070円は、基準日②である2026年5月19日のスタンダード市場における当社株式の終値1,037円に対して3.18%、2026年5月19日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,054円に対して1.52%のプレミアムを加えた価格であり、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,098円に対して2.55%、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,181円に対して9.40%のディスカウントを行った価格である。

一方、前記(a)に記載のとおり、前回公開買付けが公表された2025年10月31日以降の期間における当社の株式の株価の推移は通常とは異なる状況であったと考えられるところ、本端数処理交付見込額である1,070円は、基準日①である2025年10月30日のスタンダード市場における当社株価の終値724円に対して47.79%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値704円に対して51.99%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値705円に対して51.77%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値647円に対して65.38%のプレミアムを加えた価格である。

この点、前記(a)に記載のとおり、2025年10月31日以降の当社の株価は、当社の事業や財務の変化を反映したものでは無く、様々な思惑等に基づいて形成されたものであり、通常とは異なる状況であったと考えられることから、市場株価法(基準日②)による算定結果と比較したプレミアムの水準を重視すべきではないと考えられる。

本類似事例16件におけるプレミアムの中央値は、発表日前日の終値に対して38.41%、同直近1ヶ月間の終値単純平均値に対して39.77%、同直近3ヶ月間の終値単純平均値に対して38.61%、同直近6ヶ月間の終値単純平均値に対して41.40%のプレミアムを加えた価格であるところ、本端数処理交付見込額を市場株価法(基準日②)による算定結果と比較したプレミアム水準は、本類似事例のプレミアム水準を十分に上回るものと評価できる。

(c) 価格の合意プロセス

当社は、CI11の本提案に対して、リーガル・アドバイザーである西村あさひの法的助言、並びに、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるKPMGによる、当社株式の株式価値の算定結果(中間報告)及び財務的見地からの助言を参考に、本筆頭株主グループの影響を排除した公正な手続によって、本端数処理交付見込額の検討を重ね、本特別委員会が実質的に関与するかたちで複数回にわたり本筆頭株主グループに対して価格引き上げの要請を行ったと認められる。

(d) 小括

以上を踏まえると、本端数処理交付見込額は妥当であると考えられる。

なお、本端数処理交付見込額である1,070円は、当社の2026年3月31日現在の簿価純資産である16,733,780千円から算出した1株当たり純資産額

1,974.20円（小数点以下第三位を四捨五入）を下回っているものの、純資産額は理論上の会社の清算価値を示すものであり、将来の収益性を反映するものではないため、継続企業である当社の企業価値算定において重視することは合理的ではないと考えられる。また、当社の資産には、棚卸資産、土地・建物といった固定資産などの流動性の低い事業用資産が相応に含まれていることを踏まえると、仮に当社が清算する場合にも、簿価純資産額と同額で換価されるものではなく、現実的には相当程度毀損された金額となることが見込まれることである。具体的には、当社の連結貸借対照表（2026年3月31日現在）上、それらの資産に該当する資産（「商品及び製品」（5,188,632千円）、「仕掛品」（864,739千円）、「原材料及び貯蔵品」（1,797,913千円）、「有形固定資産」（9,399,197千円）及び「無形固定資産」（344,974千円））が資産合計（30,035,909千円）の58.58%を占めており、資産売却に際しての困難性や清算に伴う様々な追加コスト（従業員に対する割増退職金、事業清算のための弁護士等の専門家費用等）の発生等が見込まれることであること（なお、当社は、清算を予定していないことから、清算を前提とする見積書の取得までは行っておらず、本端数処理交付見込額が、具体的な検討を経て概算された想定清算コストを勘案して算出される想定清算価値を上回っていることの確認までは行っていないことである。）から、本端数処理交付見込額である1,070円が1株当たりの純資産額を下回っていることをもって本端数処理交付見込額の合理性が否定されることにはならないと考えられる。

(ウ) 本端数処理交付見込額の支払の確実性

株式会社ATRAは、本端数処理交付見込額の支払のための資金を自己資金により賄うことを予定していることであるところ、当社は、同社から、自己資金が十分であることを証明する書面の交付及び説明を受け、同社による資金確保の方法を確認している。また、同社によると、本端数処理交付見込額の支払に影響を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も認識していないことであるから、本端数処理交付見込額の支払の履行に関し、特段の懸念事項は存在しないと考えられる。

(エ) 小括

以上によれば、本取引の取引条件は妥当性を有すると考えられる。

III. 本取引の手続の公正性（本諮問事項③）

以下のとおり、本取引においては、当社の一般株主の利益を図る観点から、公正M&A指針に定められる各公正性担保措置に則った適切な対応が行われており、その内容に不合理な点は見当たらず、本取引の手続は、公正性が確保されていると考えられる。

- ・ 本取引においては、当社が本提案を受けてから可及的速やかに、本特別委員会における本諮問事項に関する検討が開始され、本取引に係る取引条件の形成過程全般にわたって、本特別委員会が本取引に対して関与する状態が確保されていた。

- ・ 本特別委員会の委員は、それぞれ独立性を有することが確認されており、専門性・属性にも十分配慮して選定されたものである。
- ・ 本特別委員会については、本特別委員会の設置、権限及び職責、委員の選定や報酬の決定の各過程において、当社の独立社外取締役が主体性を持って実質的に関与する体制が確保されていた。
- ・ 本特別委員会は、本筆頭株主グループから提示された取引条件について検討の上、本筆頭株主グループとの間の取引条件に関する交渉過程に実質的に関与してきた。
- ・ 本特別委員会においては、当社の企業価値の向上の観点及び一般株主の利益を図る観点から、本取引に関する検討過程において適時に上記の各外部アドバイザーの専門的な助言・意見等を取得し、本取引の是非、本端数処理交付見込額を始めとする本取引の取引条件の妥当性、本取引における手続の公正性等について慎重に検討及び協議を行う体制が確保されていた。
- ・ 本特別委員会が非公開情報も含めて重要な情報を入手し、これを踏まえて検討・判断を行うことのできる状況が確保されていた。
- ・ 本取引については取締役会が特別委員会の意見を尊重して意思決定を行うことのできる体制が確保されている。
- ・ 当社の社内に構築した本取引の検討体制、具体的には本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する役職員の範囲及びその職務（当社の株式価値の評価の基礎となる本事業計画の作成など高い独立性が求められる職務を含む。）は西村あさひの助言を踏まえたものであり、独立性の観点から問題がないことについては、本特別委員会の承認を得ている。
- ・ 当社及び本筆頭株主グループから独立したリーガル・アドバイザーとして西村あさひを選任し、同事務所から、本取引に関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けている。
- ・ 本取引においては、当社において、複数の潜在的なパートナー候補者に対して、当社株式の非公開化に関する具体的な提案を行う意向の有無を確認したほか、前回公開買付け結果プレスリリースの開示以降、5ヶ月以上が経過していることから、他の買収者による買収提案の機会は確保されているものと評価できる。
- ・ マジョリティ・オブ・マイノリティに相当する条件を設定すると本株式併合に係る株主総会の成立を不安定なものとし、かえって本株式併合に賛成した一般株主の利益を害する可能性があること、及び他の公正性担保措置の実施状況に照らせば、本株式併合を含む本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続の公正性は確保されていると評価できること等を総合的に考慮すると、本株式併合に係る株主総会において、マジョリティ・オブ・マイノリティに相当する条件を設定しないことは不合理ではない。
- ・ 本取引における当社の開示資料においては、公正M&A指針が求める情報の開示が予定されているものと認められる。

IV. 本取引を行うことは当社の一般株主にとって公正か（本諮問事項④）

前記Ⅰ乃至Ⅲのとおり、本取引の目的は合理性を有し、本取引の取引条件は妥当性を有し、本取引の手続は公正性が確保されていると考えられることから、本取引を行うことは、当社の一般株主にとって公正と考えられる。

④ 当社における利害関係を有しない取締役（監査等委員を含む。）全員の承認

当社は、KPMGより取得した本株式価値算定書、西村あさひから得た法的助言を踏まえつつ、本特別委員会から提出を受けた本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引の諸条件について慎重に検討を行いました。

その結果、上記「1. 株式併合の目的及び理由」の「(2)本株式併合を実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本株式併合後の経営方針」の「③当社における本株式併合を付議することを決議するに至った意思決定過程及び理由」に記載のとおり、当社取締役会は、本取引について、(i)本株式併合により当社の株主を残存株主らのみとし、当社株式を非公開化することが、当社の企業価値の向上に資するものであると判断するとともに、(ii)本端数処理交付見込額及び本株式併合に係るその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であると判断し、2026年5月20日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した当社の取締役（監査等委員を含む。）の全員一致で、本総会に本株式併合を付議する旨を決議いたしました。

4. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

当社は、2026年5月20日開催の取締役会において、2026年7月10日付で自己株式2,675,413株（2026年3月31日時点で当社が所有する自己株式2,644,288株及び2026年7月10日までに当社が無償取得する予定の当社の株式給付信託（BBT）の所有分である31,125株の合計）を消却することを決議いたしました。なお、当該自己株式の消却は、本総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されること及び2026年7月10日までに当社が当社の株式給付信託（BBT）の所有する当社株式を無償取得することを条件としております。

第4号議案 定款一部変更の件

1. 定款変更の目的

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は10株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、現行定款第7条（単元株式数及び単元未満株券の不発行）を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

また、本株式併合の効力が発生した場合、会社法第182条第2項の定めに従って、当社の発行可能株式総数は40株となると、かかる点をより明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、当該事項に関する現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

さらに、本株式併合の効力が発生した場合、当社の株主は残存株主のみとなるため、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第12条（定時株主総会の基準日）を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。加えて、本株式併合の効力が発生した場合、当社の株主は最終的に残存株主のみとなるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第14条（株主総会参考書類等の電子提供措置等）を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、当該定款変更は、本総会において本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の効力発生日である2026年7月13日に効力が発生するものといたします。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は4,444万株とする。 <u>(単元株式数)</u>	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>40株</u> とする。
第7条 当社の株式の単元株式数は、100株とする。	(削 除)
第8条～第11条（条文省略） <u>(定時株主総会の基準日)</u>	第7条～第10条（現行どおり）
第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、 <u>毎年3月31日</u> とする。	(削 除)
第13条（条文省略） <u>(電子提供措置)</u>	第11条（現行どおり）
第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について <u>電子提供措置をとるものとする。</u>	(削 除)
第15条～第33条（条文省略）	第12条～第30条（現行どおり）

以 上

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米国の通商政策等の影響が一部にみられたほか、物価高騰の影響等により個人消費の持ち直しが鈍さがみられたものの、雇用・所得環境の改善等を背景に、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方、資源価格や原材料価格が高水準で推移しているほか、円安基調の継続や金利上昇への警戒感、米国の関税等の政策動向の影響に加えて、中東情勢の緊迫化に伴うエネルギー価格への影響懸念等もあり、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループでは、原材料価格やエネルギーコストの高止まり、EV市場の成長鈍化、米国通商政策の不透明感等、厳しい事業環境の中、生産効率の向上、低収益製商品の戦略見直し、高付加価値製品の開発や新規事業の開拓等に積極的に取り組んでまいりました。また、マテリアルソリューション事業での有限会社ミネのグループ化、アドバンステクノロジー事業でのインド現地法人Wavelock Advanced Technology India Pvt Ltd.の営業開始等、収益基盤の拡大を図ってまいりました。さらに、「中期経営計画2026」に掲げる「安定的かつ継続的な成長を前提とした長期利益の獲得により従業員・株主への持続的な還元を実行する」を着実に推進してまいりました。

この結果、当社グループ全体の売上高は251億37百万円（前期比1.7%減）、営業利益は4億45百万円（前期比9.9%増）、経常利益は6億65百万円（前期比4.6%減）、公開買付関連費用等の計上により親会社株主に帰属する当期純利益は3億2百万円（前期比42.0%減）となりました。

連結売上高	251億37百万円 (前期比1.7%減)	連結経常利益	6億65百万円 (前期比4.6%減)
連結営業利益	4億45百万円 (前期比9.9%増)	親会社株主に帰属する 当期純利益	3億2百万円 (前期比42.0%減)

当連結会計年度における各セグメントの経営成績は以下のとおりであります。

また、各セグメントの売上高は、セグメント間の内部売上高を含めて記載しております。

マテリアルソリューション事業

売上高

198億54百万円

(前期比1.7%増)

セグメント利益

10億1百万円

(前期比10.0%増)

ビルディングソリューション分野においては、仮設資材用ターポリン、雑貨用フィルムおよび衣料用途については低調に推移したものの、仮設資材用メッシュシートおよび間仕切用シート等の販売が好調に推移しました。

アグリソリューション分野においては、猛暑の影響に加え、お茶事業の好調などを背景に、遮光網等の需要が高水準で推移しました。

リビングソリューション分野においては、防虫網の販売がホームセンターおよびサッシメーカー向けにおいて、前年度同様低調に推移しました。

パッケージングソリューション分野においては、物価高を背景にコンビニ向け食品容器の需要が低下し、販売数量が減少しました。

この結果、事業全体の売上高は198億54百万円（前期比1.7%増）となりました。また、原材料価格やユーティリティコストの高騰を受けて、販売価格への転嫁に注力したことや、生産効率の向上による原価低減や継続的なコスト削減に努め、セグメント利益は10億1百万円（前期比10.0%増）となりました。

【主要な事業内容】

当事業は、独自の技術による高品質な各種合成樹脂製品（シート、フィルム、メッシュ、ネット等）を建設資材・住宅資材・産業資材・農業資材・日用雑貨・食品包材等幅広い分野に向け製造・販売を行っており、業界別・製品群別に編成された下記のソリューション営業部に分けることで、市場の変化に対応し、最適なソリューションを提供しております。

①ビルディングソリューション：主な製品として、工事用シート・メッシュといった仮設建設資材や、土木・林業資材として利用される植生網や防草フェンス、また、間仕切用資材となるカーテン・シートシャッター等を提供しております。

②インダストリアルソリューション：主な製品として、建物内で火災が発生した際に煙が拡散していくのを防ぐ不燃シートである防煙垂壁や、レインウェア等の原材料として衣料用に特殊配合したシートなどを提供しております。

③アグリソリューション：主に農業向け製品として、厳しい日差しや害虫から農作物を守る遮光・遮熱ネット、防虫ネットや、霜や寒さ対策の保温シート等の各種被覆資材から土壌改良材まで幅広く提供しております。

④リビングソリューション：全国のホームセンターを中心に網戸用の替え網や住宅廻りのネット資材、サッシと組合わされ網戸として住宅等に設置される防虫網、農園芸用の被覆資材、関連商品などを提供しております。

⑤パッケージングソリューション：乳製品、菓子、コンビニエンスストア等での弁当容器などの各種食品用パッケージから電子部品用パッケージまでの幅広い製品を提供しております。

⑥環境ビジネス（再生可能エネルギー活用ソリューション）：お客様の熱エネルギーの課題に対し、地中熱をはじめとした再生可能エネルギー活用に関する製品、商品、関連施工工事を提供しております。

当事業は、(株)イノベックス、(株)エイゼンコーポレーション、大連嘉欧農業科技有限公司、Wavelock International (Thailand) Co., Ltd.、(有)ミネ、掛川ソーイング(株)、威海精誠物流有限公司が担当しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

監査報告

アドバンステクノロジー事業

売上高
53億23百万円
(前期比12.7%減)

セグメント利益
60百万円
(前期比50.2%減)

デコレーション&ディスプレイ分野において、金属調加飾フィルムおよび高透明多層フィルムともに既存製品の量産供給を継続する一方、新規案件については車載エンブレム用途を中心に量産供給を開始しました。金属調加飾フィルムは、欧州市場における車両外装大型パーツの量産移行や、インド市場での新規車載エンブレム用途の需要増加等により一部地域においては好調に推移したものの、中国市場では採用車種の生産調整の影響によりエンブレム用途の販売が大幅に減少しました。また北米市場においては追加関税措置やEV車優遇政策の打ち切り等の影響により、車載向け金属調加飾フィルムおよび成形加工品の販売が減少しました。高透明多層フィルムについては、車両内装ディスプレイ、加飾パーツ、HUD（ヘッドアップディスプレイ）カバーおよびEV充電スタンドカバー等に採用され量産化が進みましたが、採用車種の一部における減産等の影響を受け、販売は低調に推移しました。また、拡大するインド市場に注力することを目的として現地に営業拠点を設立し、2025年4月より活動を開始いたしました。

この結果、事業全体の売上高は53億23百万円（前期比12.7%減）となりました。また、品質の安定化と生産効率の向上やコスト削減に努めたものの、セグメント利益は60百万円（前期比50.2%減）となりました。

【主要な事業内容】

当事業は、デコレーション&ディスプレイ分野として、特殊金属を蒸着したフィルムを使用した金属調テープを自動車外装用に、同じく特殊金属蒸着フィルムを使用した金属調加飾フィルムや高透明多層フィルムを自動車・自動二輪向け、家電、雑貨向け部品外装用に製造・販売しております。また、医療用湿布基材に対する特殊印刷加工、および、消費財用包装材や段ボールなどの包装材を簡易に開封できる開封テープの販売等を行っております。

当事業の製品は、自動車、家電業界の2次加工メーカーや1次サプライヤーでの加工、組み立てを経て、最終メーカーでの製品化の後、最終ユーザーに提供され、商流には商社等が介在する場合があります。

当事業は、(株)ウェーブロック・アドバンス・テクノロジー、Wavelock Korea Co., Ltd.、Wavelock Advanced Technology Inc.、Wavelock Advanced Technology GmbH、Wavelock Advanced Technology India Pvt Ltd. が担当しております。

事業別売上高

事業区分	第62期 (2025年3月期) (前連結会計年度)		第63期 (2026年3月期) (当連結会計年度)		前期比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
マテリアルソリューション事業	19,522百万円	76.2%	19,854百万円	78.9%	331百万円	101.7%
アドバンステクノロジー事業	6,094	23.8	5,323	21.1	△771	87.3
合計	25,617	100.0	25,177	100.0	△439	98.3

(注) セグメント間の内部売上高を含めて記載しております。

(2) 資金調達の状況

資金調達は自己資金および借入れによっております。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資は、総額12億20百万円で、主なものは次のとおりです。

マテリアルソリューション事業において、生産設備の更新および生産能力増強のため8億79百万円の設備投資を実施しました。

アドバンステクノロジー事業において、生産設備の更新および生産能力増強のため3億39百万円の設備投資を実施しました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

<経営方針>

当社は、安定的かつ継続的な成長を長期的目標とし、中長期的視野に立った事業ポートフォリオの構築を重視し、既存事業の強化と新規事業の確立を車の両輪と捉え、バランスの取れた資源配分・事業展開を目指しております。

この方針を明確化するために、2021年4月にグループのビジョン・ミッション・バリューズを新たに制定いたしました。

「ビジョン」とは、実現を目指す、将来のありたい姿であり、ウェーブロックグループのステークホルダーの幸せを最大化するために、業界の中でも世界トップクラスの収益性を誇る存在感のある企業になることを目指します。

「ミッション」とは、企業が果たすべき使命・存在意義であり、ウェーブロックグループの製造技術、ノウハウ、ビジネス上のリレーションやネットワークを駆使して、社会が抱えるさまざまな「不」を解決することを目指します。

「バリューズ」とは、組織の共通の価値観であり、個人を尊重し、正直であり誠実に行動し、前向きな失敗は問わない、とするものです。

このような方針のもと、当社グループは、安定的成長を前提とした長期利益の獲得を企図し、利益率やROE、ROIC等、収益性や効率性を重視した経営を行っていくことを目指します。

<経営戦略等>

当社グループは「異なる特徴を持つモノを複数組み合わせることで新たな価値を生み出すこと」すなわち『マテリアルシナジー』を事業キーワードとして、売上の伸長、収益性の向上、および事業領域の拡大に取り組んでおります。

当社グループが特に重視している「組み合わせ」は以下の5つです。

第一に、技術や素材の「組み合わせ」です。当社グループの製品は樹脂を中心に、異なる性質を持つ素材の組み合わせや、複数の加工を加える事で付加価値を提供しています。素材としては樹脂、紙、糸、金属等、技術としては接着、溶着、ラミネート、表面加工、印刷、エンボス加工、編織、蒸着、発泡等であり、それらを複数組み合わせることで製商品を提供しております。

第二に、事業の「組み合わせ」です。複数の異なる事業を組み合わせる事で、1つの業界、1つの市場の趨勢だけで会社全体の命運が左右されないような事業ポートフォリオの構築に努めております。また、事業の成熟度・成長性のステージが違う事業を組み合わせることで、成熟した事業が生み出すキャッシュ・フローを、成長が期待できる分野へ投入することも可能となります。

第三に、成長手段の「組み合わせ」です。スピードある成長を可能にするM&Aやパートナー企業との事業提携、JVの設立などの外的成長と、雇用の創出・士気高揚に繋がる内的成長（オーガニックグロース）の組み合わせをバランス良く取り入れる事が重要だと考えています。

第四に、ジオグラフィック上の「組み合わせ」です。事業を展開する地域に関しても、特定地域に集中せずバランスが重要と考えております。工場および事業所、海外子会社等は、日本国内においてのみなら

ず、海外においても1つの国や地域に集中しないよう意識しております。

第五に、パートナー企業の「組み合わせ」です。当社グループの製品の多くは中間加工製品です。このため、前工程（材料メーカー、シートメーカー等）、後工程（加工メーカー、最終メーカー等）に携わる企業との継続的な協力関係が極めて重要と考えております。単なる取引先という関係ではなく「パートナー」としての友好関係が重要であり、分野毎に、国内・国外を問わず、パートナー企業との関係作り、関係強化は当社グループの業績の成否に直結します。

また、多角化戦略として、マテリアルソリューション事業、アドバンステクノロジー事業それぞれの事業領域において、既存領域分野における深化と新規領域分野の探索を通じて、多角化を実現するとともに、2既存事業以外の分野における新規事業の探索も「樹脂の加工」に拘らず行っていく所存です。

<経営環境>

当社グループの事業領域の中心である日本国内の樹脂製品、樹脂加工業界および当社グループは、近年、以下にあげる構造的な状況に直面しております。

第一に、当社グループの事業は、主として建設資材、住宅資材、農業資材等の国内の成熟市場に依拠しており、今後の人口減少に伴い、市場全体の成長性が乏しいことがあげられます。

第二に、成熟した国内市場に海外からの廉価品が輸入され、価格競争が激化しております。

第三に、当社グループの製品は、原材料に占める樹脂依存度が高く、その収益性を樹脂材料の価格に大きく依存しております。とりわけ、昨今のナフサ価格の高騰と高止まりは当社製品製造における原価上昇に直結し、利益率を下げる要因となっております。近年におきましても、世界における樹脂の需給状況や為替等により原材料価格の動向はきわめて変動的であり、加えて、主要原材料メーカーの統合により当社グループの価格交渉力が低下していることが、収益性に大きく影響する可能性があります。

このような経営環境のもとで、当社グループは、上述した経営方針・経営戦略のもと、売上の伸長、収益性の向上、および事業領域の拡大に取り組んでおります。

<対処すべき課題>

当社グループは、以下のような課題に優先的に取り組んで参ります。

- ①事業戦略の見直し：事業ポートフォリオのゼロベースでの見直しと製品の取捨選択
- ②ハード（製品）だけでなく、ソフトやサービスとの三位一体化による差別化、収益化
- ③生産合理化による継続的なコストダウン
- ④原材料価格上昇に伴う製造原価上昇をカバーする製品価格への転嫁
- ⑤海外関連ビジネスの強化：日本依存度の低減
- ⑥組織の再編と人材強化

マテリアルソリューション事業においては、生産性の向上・資材調達の見直し等による全般的なコスト削減を進め、同時に、一定の利益率を維持する為に、原材料価格の上昇に伴う製品原価上昇をカバーする製品価格への転嫁など、機動的に対応することで競争力を強化しつつ、成熟した国内市場でのプレゼンスの向上に努めます。また、採算性の良い製品の一層の充実を図るための商材の選択と集中に努めつつ、市場のニーズを捉えた新製品を投入するため、技術開発や海外の廉価原材料の調達、海外企業への技術指導

や提携等による高品質な製商品の輸入等、海外への積極的な展開を図ります。

アドバンステクノロジー事業においては、成長が見込まれる金属調加飾フィルム分野への経営資源の重点投入と収益の拡大を最優先課題として取り組みながら、世界市場に対応できる独自の差別化された高付加価値製品の開発や新商材の発掘を進めて参ります。とりわけ自動車関連産業に対し、金属調加飾フィルムと高透明多層フィルムを組み合わせた提案を行うことでより営業上のシナジーを創出するとともに、技術開発を加速することに注力していく方針です。

(9) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 60 期 (2023年3月期)	第 61 期 (2024年3月期)	第 62 期 (2025年3月期)	第 63 期 (2026年3月期) (当連結会計年度)
売上高(千円)	22,584,917	23,559,675	25,566,685	25,137,073
経常利益(千円)	718,592	676,143	697,313	665,425
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	2,321,368	456,337	520,797	302,103
1株当たり当期純利益(円)	275.18	54.10	61.70	35.78
総資産(千円)	26,268,211	28,460,132	29,186,932	30,035,909
純資産(千円)	15,833,519	16,111,987	16,702,901	16,733,780
1株当たり純資産(円)	1,870.81	1,902.07	1,968.36	1,969.94
自己資本比率(%)	60.1	56.4	56.9	55.4

(注) 1株当たりの金額は小数点第3位を四捨五入しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
(株) イノベックス	100,000千円	100%	合成繊維製網製品、ならびに、合成繊維製・合成樹脂製フィルム・シート、各種関連商品等の製造・販売及び環境ビジネス
(株) ウェーブロック・アドバンスド・テクノロジー	100,000	100	金属調加飾フィルムおよび高透明二層シート・フィルムの製造・販売、医療用湿布基材の製造・販売および開封テープの販売

③ 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	株式の帳簿価額	当社の総資産額
(株) イノベックス	東京都中央区明石町8番1号	8,938,352千円	13,978,315千円

(11) 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

① 当社

本社	東京都中央区
古河事業所	茨城県古河市

② 主要な子会社

(株) イノベックス	本社 (東京都中央区)、大阪支店 (大阪府大阪市)、九州支店 (福岡県福岡市)、古河工場 (茨城県古河市)、ダイオ袋井工場 (静岡県袋井市)、ダイオ掛川工場 (静岡県掛川市)
(株) ウェーブロック・アドバンスド・テクノロジー	本社 (東京都中央区)、古河工場 (茨城県古河市)、名古屋工場 (愛知県名古屋市)、名古屋第二工場 (愛知県名古屋市)、名古屋第三工場 (愛知県名古屋市)、一関工場 (岩手県一関市)

(12) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
マテリアルソリューション事業	450名(139名)	6名増 (8名増)
アドバンステクノロジー事業	129名 (34名)	4名増 (6名減)
全社 (共通)	49名 (0名)	2名増 (2名減)
合計	628名(173名)	12名増(増減なし)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含みます。）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門の従業員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
49 (0) 名	2名増 (2名減)	48.2歳	16.2年

- (注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(13) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額
(株) みずほ銀行	2,990,000千円
(株) 商工組合中央金庫	1,227,095
(株) 三井住友銀行	990,000

(14) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数	44,440,000株
(2) 発行済株式の総数	11,120,538株 (自己株式2,644,288株を含む)
(3) 株主数	3,147名 (前期末比 5,713名減)
(4) 単元株式数	100株
(5) 大株主	

招集ご通知

株主名	持株数	持株比率
株式会社 A T R A	829,800株	9.79%
株式会社シティインデックスファースト	819,100	9.66
野村 絢	819,000	9.66
株式会社 レノ	758,000	8.94
上田八木短資株式会社	457,600	5.40
INTERACTIVE BROKERS LLC	384,000	4.53
楽天証券株式会社共有口	322,700	3.81
東海東京証券株式会社	250,000	2.95
株式会社 S B I 証券	173,950	2.05
野村證券株式会社	130,341	1.54

株主総会参考書類

事業報告

- (注) 1. 当社は、自己株式2,644,288株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する持株比率を計算するにあたって発行済株式の総数から控除した自己株式には、株式給付信託（BBT）の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式31,125株を含めておりません。
 3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 4. 持株比率は小数点第3位を四捨五入しております。

連結計算書類

(6) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

当社の株式報酬の内容につきましては、「4. 会社役員に関する事項、(6)取締役の報酬等」に記載しております。

(7) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

監査報告

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2026年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
石原 智憲	代表取締役兼執行役員社長	(株)イノベックス代表取締役兼執行役員社長
山木 浩	取締役（常勤監査等委員）	(株)イセノート代表取締役
岡野 真也	取締役（監査等委員）	弁護士法人岡野真也法律事務所代表
萩原 邦章	取締役（監査等委員）	萩原工業(株)相談役 東洋平成ポリマー(株)会長
原 澤 三 夏	取締役（監査等委員）	弁護士 スバル興業(株)社外取締役(監査等委員)
柚木 憲一	取締役（監査等委員）	

- (注) 1. 取締役の山木浩氏、岡野真也氏、萩原邦章氏、原澤三夏氏および柚木憲一氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、山木浩氏、岡野真也氏、萩原邦章氏、原澤三夏氏および柚木憲一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 各監査等委員である取締役は、大企業等における取締役または監査役としての経験に基づき、監査等委員として財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために山木浩氏を常勤の監査等委員として選定しております。

- (2) **当事業年度中に退任した取締役**
該当事項はありません。
- (3) **責任限定契約の内容の概要**
当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
- (4) **補償契約の内容の概要等**
該当事項はありません。
- (5) **役員等賠償責任保険契約の内容の概要等**
当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役（社外取締役を含む）ならびに子会社取締役および監査役であり、被保険者は保険料を負担していません。
当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。
ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益または便宜を得たり、法令違反または取締役法規に違反することを認識した場合には填補の対象としないこととしております。
- (6) **取締役の報酬等**
イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等
当社は、2024年6月20日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。
また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、下記のとおり指名・報酬委員会に委任しており、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることについて、指名・報酬委員会の監督機能が働くことにより、当該決定方針に沿うものであると判断しております。
取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容の概要は次のとおりです。
a. 基本報酬に関する方針
取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし従業員給与の水準を含め総合的に勘案し役位に応じて決定します。
b. 業績連動報酬等に関する方針
取締役（社外取締役を除く）の業績連動報酬等は、前年度の連結純利益を評価指標とし決定します。
c. 非金銭報酬等に関する方針
非金銭報酬等は、株式給付信託を用いた株式報酬とし、株主総会で決議された条件の下で、指名・報酬委員会へ諮問し答申を得て、取締役会において定められた役員株式給付規程に基づき、役位に応じたポイントを付与し、付与ポイントに応じて、退職時に当社株式を交付します。

d. 報酬等の割合に関する方針

金銭報酬と株式報酬の割合は、株式報酬の割合につき、代表取締役社長においては概ね15～20%程度、業務執行取締役においては概ね5～10%程度となるよう組成することを目標とし、その余の部分を金銭報酬とすることを方針とします。また、金銭報酬のうち基本報酬と業績連動報酬の割合については、業績連動としての性質から振れ幅はあるものの、その割合は概ね5：5から6：4となるよう組成するものとしています。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

基本報酬は月例の固定報酬とし、業績連動報酬はその額を十二等分し、基本報酬と同時に月例の報酬として支払われます。

f. 報酬等の決定の委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき指名・報酬委員会を構成する、山木浩氏（社外取締役）、岡野真也氏（社外取締役）、萩原邦章氏（社外取締役）、原澤三夏氏（社外取締役）、柚木憲一氏（社外取締役）、および荻荘昭彦氏（執行役員CHRO）がその具体的な内容について委任を受けて決定するものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬および業績連動報酬の額とします。当該権限が指名・報酬委員会によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会は独立社外取締役を委員長とし、その過半数を社外取締役で構成します。また、上記権限の委任理由につきましても、同様に委員長が独立社外取締役であること、委員の過半数が社外取締役であることから監督機能が働き、客観性および透明性が確保された役員報酬等の決定に適しているからです。なお、株式報酬は、指名・報酬委員会の答申を踏まえて取締役会で定めた役員株式給付規程に基づいて支給します。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	総 額	報 酬 等 の 種 類 別 の 額 (千 円)			対 象 と 役 員 の 数
		基 本 報 酬	業 績 連 動 報 酬 等	非 金 銭 報 酬 等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	43,893 (-)	25,200 (-)	10,095 (-)	8,598 (-)	1名 (-名)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	48,900 (48,900)	48,900 (48,900)	- (-)	- (-)	5 (5)
合 計 (うち社外役員)	92,793 (48,900)	74,100 (48,900)	10,095 (-)	8,598 (-)	6 (5)

- (注) 1. 期末現在の人員数は取締役(監査等委員である取締役を除く。)1名(うち社外取締役0名)、取締役(監査等委員)5名(うち社外取締役5名)です。
2. 業績連動報酬等にかかる業績指標は連結純利益であり、その実績は520百万円であります。当該指標を選択した理由は、グループ全体の最終利益を確保することが経営責任と捉え指標にしております。当社の業績連動報酬は、前年度の連結純利益に職位別の評価乗率を乗じたもので算定されております。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、株式給付信託を用いた株式報酬とし、株主総会で決議された条件の下で、指名・報酬委員会へ諮問し答申を得て、取締役会において定められた役員株式給付規程に基づき、役位に応じたポイントを付与し、付与ポイントに応じて退職時に当社株式を交付します。
4. 取締役(監査等委員)4名に対しては、公開買付けに係る取引の公正性及び少数株主利益の確保を目的として設置した特別委員会の委員としての職務に対する報酬12百万円を支給しており、当該金額は基本報酬に含めております。
5. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2024年6月20日開催の第61期定時株主総会において、年額2億50百万円以内(うち社外取締役分50百万円以内)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は1名(うち社外取締役は0名)です。
6. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2024年6月20日開催の第61期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は4名(うち社外取締役は4名)です。
7. 上記5の報酬限度額とは別枠にて、2024年6月20日開催の第61期定時株主総会において、株式給付信託を用いた株式報酬の給付を対象取締役等に対して行うため、対象期間(3事業年度毎)に対応する取得資金として70百万円(うち当社取締役分として50百万円)を上限とする金員を拠出すること、および取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数(1ポイントあたり当社普通株式1株に換算されます)の合計は19,700ポイント(うち当社の取締役分として13,700ポイント)を上限とすることを決議しております。対象取締役等の範囲は、当社の取締役、執行役員および一部子会社の一部取締役(いずれも社外取締役を除きます)となります。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名(うち社外取締役は4名)であり、株式報酬の対象となる取締役は1名(うち社外取締役は0名)です。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

監査報告

八. 当事業年度において支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。

二. 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

(7) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
社外取締役（常勤監査等委員）の山木浩氏は、(株)イセノート代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
社外取締役（監査等委員）の岡野真也氏は、弁護士法人岡野真也法律事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
社外取締役（監査等委員）の萩原邦章氏は、萩原工業(株)相談役および東洋平成ポリマー(株)会長であります。萩原工業(株)および東洋平成ポリマー(株)は、当社グループのマテリアルソリューション事業において取引関係がありますが、当社グループの各社に対する売上高は、当社連結売上高に占める割合がそれぞれ、萩原工業(株)は0.34%、東洋平成ポリマー(株)は0.00%であるため、当社グループの主要な取引先には該当せず、萩原氏の社外取締役としての独立性については、問題ないと考えております。
社外取締役（監査等委員）の原澤三夏氏は、弁護士およびスバル興業(株)の社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	出席状況	発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
山木 浩	社外取締役 (常勤監査等委員)	取締役会 18回／18回 監査等委員会 16回／16回 指名・報酬委員会 4回／4回	企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。海外におけるビジネスに長年携わった経験に基づき、当社グループ会社の海外ビジネスに対する助言を行っております。加えて、新規事業分野に対する意見や助言を積極的に行っております。また、指名・報酬委員会においては役員的人事・報酬の審議に携わり、客観的・中立の立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能として必要な意見発言を行っております。

氏名	地位	出席状況	発言状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
岡野真也	社外取締役 (監査等委員)	取締役会 18回/18回 監査等委員会 16回/16回 指名・報酬委員会 4回/4回	弁護士としての専門的見地に基づき、独立した立場から取締役会機能の強化と監督等に十分な役割・責務を果たしております。加えて、他社を含めた社外役員としての長年の経験に基づき積極的に経営全般に対する助言を行っております。また、指名・報酬委員会においては役員の人事・報酬の審議に携わり、客観的・中立の立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能として必要な意見発言を行っております。
萩原邦章	社外取締役 (監査等委員)	取締役会 18回/18回 監査等委員会 16回/16回 指名・報酬委員会 4回/4回	樹脂ビジネスを主事業とする企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。樹脂ビジネスの現状に多くの知見を持ち、当社グループ会社に対しても的確な指導を行っております。また、指名・報酬委員会においては役員の人事・報酬の審議に携わり、客観的・中立の立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能として必要な意見発言を行っております。
原澤三夏	社外取締役 (監査等委員)	取締役会 15回/15回 (2025年6月取締役就任後) 監査等委員会 13回/13回 (2025年6月取締役就任後) 指名・報酬委員会 3回/3回 (2025年6月取締役就任後)	弁護士としての専門的見地に基づき、独立した立場から取締役会機能の強化と監督等に十分な役割・責務を果たしております。加えて、他社を含めた社外役員としての長年の経験に基づき積極的に経営全般に対する助言を行っております。また、指名・報酬委員会においては役員の人事・報酬の審議に携わり、客観的・中立の立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能として必要な意見発言を行っております。
柚木憲一	社外取締役 (監査等委員)	取締役会 18回/18回 監査等委員会 16回/16回 指名・報酬委員会 4回/4回	長年にわたり証券会社に在籍し、営業部門、管理部門の業務に携わり、企業経営者としての経験も有しております。それらの経験に基づく豊富な知識を活かし、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たすとともに、投資家の視点に立って当社グループの経営に対する助言を行っております。また、指名・報酬委員会においては役員の人事・報酬の審議に携わり、客観的・中立の立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能として必要な意見発言を行っております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

監査報告

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	59,800千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	64,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当社の海外子会社大連嘉欧農業科技有限公司については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査計画にもとづく監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、「リースに関する会計基準」に係る助言指導業務です。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法その他の法令に違反もしくは抵触した場合または公序良俗に反する行為を行った場合、その他会計監査人の独立性、監査品質等の確保体制が不十分である場合等その必要があると判断した場合には、会社法第399条の2第3項第2号の定めに従い、会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定いたします。

当社は、会計監査人の解任または不再任に関する監査等委員会が決定した議案を株主総会に上程いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主への利益還元と事業価値最大化のための再投資の適切なバランスを取ることが、経営の最重要課題のひとつであると認識しております。

利益配分については、配当性向（配当総額を親会社株主に帰属する当期純利益で除した比率）が35%以上となることを目安にしつつ、安定的な配当を実行・維持する（配当性向を意識するがあまり、利益に応じて増配や減配を繰り返すことはしない）ことを基本方針としながら、株式分割や自己株式の購入等を含めて株主に対して報いていく所存であります。

なお、当社は中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針とし、「会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行う。」旨を定款に定めております。

当事業年度の配当金につきましては、当社の企業価値を最大化するための選択肢を引き続き広く模索しており、無配とさせていただきます。

(注) 本事業報告中の記載金額のうち注記のない金額については、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	18,076,029	流動負債	8,289,714
現金及び預金	4,115,870	支払手形及び買掛金	2,578,347
受取手形	8,559	短期借入金	2,000,000
電子記録債権	1,424,794	1年内返済予定の長期借入金	1,451,112
売掛金	3,650,194	リース債務	9,872
契約資産	92,428	未払法人税等	59,884
商 品	1,500,361	未払消費税等	66,081
製 品	3,688,271	賞与引当金	396,113
原 材	1,736,530	その他	1,728,303
仕 掛	864,739	固定負債	5,012,415
貯 蔵	61,383	長期借入金	2,976,498
その他	946,475	リース債務	18,810
貸倒引当金	△13,580	株式給付引当金	41,129
固定資産	11,959,879	退職給付に係る負債	1,727,577
有形固定資産	9,399,197	役員退職慰労引当金	34,024
建物及び構築物	2,989,047	資産除去債務	17,838
機械装置及び運搬具	1,675,568	その他	196,536
土地	3,879,480	負債合計	13,302,129
リース資産	23,702	(純資産の部)	
建設仮勘定	520,999	株主資本	16,258,658
その他	310,397	資本金	2,185,040
無形固定資産	344,974	資本剰余金	744,247
投資その他の資産	2,215,708	利益剰余金	15,201,515
投資有価証券	1,154,760	自己株式	△1,872,144
長期前払費用	46,600	その他の包括利益累計額	377,738
繰延税金資産	796,343	その他有価証券評価差額金	26,922
その他	240,138	為替換算調整勘定	316,490
貸倒引当金	△22,134	退職給付に係る調整累計額	34,325
資産合計	30,035,909	非支配株主持分	97,383
		純資産合計	16,733,780
		負債純資産合計	30,035,909

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

ウェーブロックホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 井出 正弘
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 片山 行央
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ウェーブロックホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ウェーブロックホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は2025年4月1日から2026年3月31日までの第63期事業年度における取締役の職務を監査いたしました。その方法および結果について以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告およびその附属明細書は、その法令および定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月20日

ウェーブロックホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 山 木 浩 ⑩

監 査 等 委 員 岡 野 真 也 ⑩

監 査 等 委 員 萩 原 邦 章 ⑩

監 査 等 委 員 原 澤 三 夏 ⑩

監 査 等 委 員 柚 木 憲 一 ⑩

(注) 監査等委員山木浩、岡野真也、萩原邦章、原澤三夏並びに柚木憲一は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

招集ご通知

株主総会参考書類

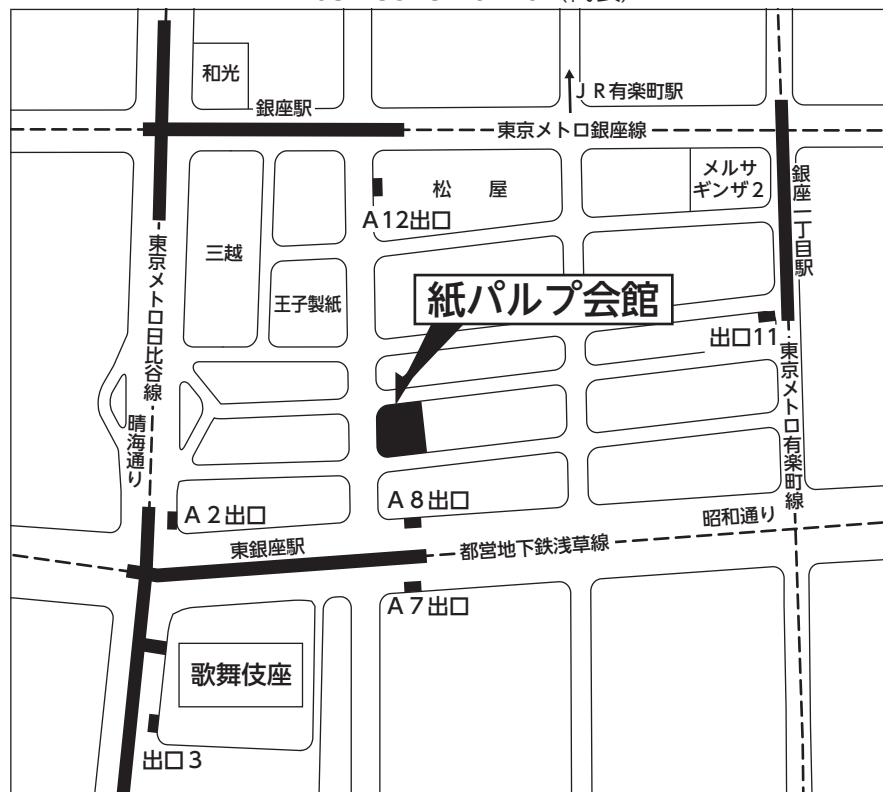
事業報告

連結計算書類

監査報告

株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区銀座三丁目9番11号 紙パルプ会館
銀座フェニックスプラザ2階 フェニックスホール
TEL 03-3543-8118 (代表)



(注) ■印は地下鉄最寄りの出口

東京メトロ銀座線・日比谷線・丸ノ内線「銀座」駅A12出口より徒歩約3分

東京メトロ有楽町線「銀座一丁目」駅出口11より徒歩約5分

東京メトロ日比谷線「東銀座」駅A2出口より徒歩約4分、出口3より徒歩約6分

都営地下鉄浅草線「東銀座」駅A2・A7・A8出口より徒歩約2分、出口3より徒歩約6分

JR「有楽町」駅より徒歩約13分